

経 済 港 湾 委 員 会 記 録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和6年2月19日（月）午前10時0分～午後2時22分 |
| 2. 会議の場所 | 第1委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（港湾局）

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第43号議案 | 令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算 |
| 3. 予算第45号議案 | 令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算 |
| 4. 報 告 | 神戸空港サブターミナル整備基本計画（改定案） |

（経済観光局）

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 予算第36号議案 | 令和5年度食肉センター事業費補正予算 |
| 3. 報 告 | 神戸市中央卸売市場本場再整備基本計画の変更（案）に係る意見募集について |

（文化スポーツ局）

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1. 予算第35号議案 | 令和5年度神戸市一般会計補正予算（関係分） |
| 2. 第83号議案 | 指定管理者の指定の件（神戸市立北図書館ほか） |

出席委員（欠は欠席委員）

| | | | | |
|------|---------|---------|-------------|-------------|
| 委員長 | 山本 のりかず | | | |
| 副委員長 | 上 畠 寛 弘 | | | |
| 委 員 | 萩 原 泰 三 | 黒 田 武 志 | 諫 山 大 介 | 植 中 雅 子 |
| | 五 島 大 亮 | 西 た だ ず | 大 井 と し ひ ろ | 松 本 し ゅ う じ |
| | 壬 生 潤 | | | |

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（山本のりかず） ただいまから経済港湾委員会を開会いたします。

本日は、2月15日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査及び報告の聴取のため、お集まりいただいた次第であります。

まず初めに、本日の協議事項については追加協議事項を委員の皆様にお配りしておりますので、念のため申し上げます。

なお、令和6年予算及び関連議案に関わる事項につきましては、2月26日より予算特別委員会審査が予定されておりますので、質疑に際しましては、その旨をお含みいただき、効率的な委員会運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、写真撮影についてお諮りいたします。

自由民主党さん、日本維新の会さんから、本委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありますので、許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山本のりかず） 御異議がありませんので、許可することに決定いたしました。

（港湾局）

○委員長（山本のりかず） これより港湾局関係の審査を行います。

それでは、議案3件及び報告事項1件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○長谷川港湾局長 おはようございます。

それでは着座にて、議案3件、報告1件、以上4件につきまして一括して御説明を申し上げます。

このたびの補正予算議案につきましては、国の総合経済対策に基づく補正予算の成立等に伴い、国の財政措置が見込まれるもの及び給与改定等による人件費につきまして補正しようとするものでございます。

なお、説明に際しましては、100万円未満の数字は省略させていただきます。

経済港湾委員会資料の3ページを御覧ください。

予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、港湾局関係分につきまして御説明申し上げます。

補正予算額は1歳入歳出補正予算の最下段に掲げておりますとおり、歳入を1億円、歳出を1億4,000万円増額しようとするものでございます。

2歳入予算でございます。

第18款国庫支出金を4,500万円、第25款市債を5,500万円それぞれ増額しようとするものでございます。

4ページを御覧ください。

3歳出予算でございます。

第9款土木費、第7項海岸保全費のうち第2目事業費を1億4,000万円増額しようとするものでございます。

4繰越明許費でございます。

海岸保全費、海岸保全施設整備 8 億6,800万円、港湾防災費、神戸港高潮対策緊急事業31億2,000万円にそれぞれ工程調整のため増額の上、翌年度に繰り越そうとするものでございます。

5 ページを御覧ください。

予算第43号議案令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

6 ページを御覧ください。

第1条繰越明許費でございます。

空港整備事業費、神戸空港機能強化65億1,000万円を工程調整のため翌年度に繰り越そうとするものでございます。

第2条債務負担行為の補正では、神戸空港新ターミナル整備につきまして、令和5年度から令和6年度を期間として限度額60億円を設定しようとするものでございます。

なお、7ページには債務負担行為に関する調書を掲載しておりますので、御参照ください。

8 ページを御覧ください。

予算第45号議案令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

第3条では、収益的支出として、給与改定等に伴い港湾関連事業費を4,000万円、港湾施設運営事業費を4,000万円それぞれ増額しようとするものでございます。

第4条では、資本的収入及び支出として、資本的収入では建設改良費に充当するため企業債を12億8,500万円、他会計繰入金を2億1,400万円、国庫支出金を12億1,000万円それぞれ増額し、資本的支出では建設改良費を27億900万円増額しようとするものでございます。

第6条企業債では、限度額を121億7,000万円に変更しようとするものでございます。

10ページを御覧ください。

第1表建設改良事業概要補正では、港湾建設費を40億400万円に、港湾環境整備費を33億8,300万円に、港湾直轄事業費負担金を53億7,500万円に、関連建設改良費を6億8,400万円にそれぞれ増額しようとするものでございます。

なお、11ページから22ページには令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算実施計画、令和5年度神戸市港湾事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、令和5年度神戸市港湾事業会計予定貸借対照表、給与費明細書を掲げておりますので、御参照ください。

続きまして、神戸空港サブターミナル整備基本計画（改定案）につきまして御説明申し上げます。

追加資料の1ページを御覧ください。

令和5年2月に策定いたしました神戸空港サブターミナル整備基本計画につきまして、基本方針の変更ではなく、より一層の利便性向上や今後の航空需要の拡大に柔軟に対応するため、改定しようとするものでございます。

変更点といたしましては、計画地を既存ターミナル、ポートライナー神戸空港駅に近い位置に変更いたしますとともに、将来的なポートライナー神戸空港駅との歩行者デッキによる接続や航空需要の拡大に柔軟に対応するため平面計画等を変更し、これに伴い、延べ床面積を約1万8,700平方メートルに、事業費を約150億円に変更いたします。

なお、空港機能強化に伴う全体事業費につきましては、変更はございません。

2ページには、参考といたしまして、改定案を踏まえた将来的な拡張イメージ、機能拡張に要する事業費と財源等の考え方を、別紙1には神戸空港サブターミナル整備基本計画（改定案）を、別紙2には市民意見募集手続の結果をそれぞれ掲げておりますので、御参照ください。

以上で当局の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（山本のりかず） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち港湾局の関係分に関して御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（山本のりかず） 次に、予算第43号議案令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算及び報告事項、神戸空港サブターミナル整備基本計画（改定案）につきましては、いずれも神戸空港の整備事業等に関する案件であることから、一括して質疑を行いたいと存じます。

それでは、予算第43号議案令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算及び報告事項、神戸空港サブターミナル整備基本計画（改定案）に関して御質疑はございませんか。

○委員（五島大亮） お疲れさまです。

空港の整備計画なんですけれども、昨年当初の案が示されまして、たしか5月の常任委員会だったと思うんですけども、なかなか最初はどうなんこれという話がいろいろありまして、置き止めやったりいろんなことがありまして、その常任委員会で今後の整備の計画が進展していく中で市民がストーリー性を持って神戸空港の将来を描いて示してもらっているんだなというふうなものにしてくれというふうに指摘をさせていただきました。

今回この改定案につきましては、将来イメージも示されておって、本計画の改定は決算市会で我が会派の大野議員から提案させていただいた歩行者デッキの接続なども見据えたものとなっております、まずはこの限られた時間の中で非常によい方向に計画を転換していただいたないうことで高く評価をさせていただきます。

まずちょっとお聞きしたいのが、将来の航空需要の拡大を見据えて拡張性を持たせる構造とすることなんですけれども、まずなぜこのタイミングでその改定が必要だったのかということをお教えいただければと思います。

○長谷川港湾局長 まず今回のターミナル計画につきましては、様々な利用者の方々の目線を第一に考えまして、まずは利便性を向上させるということを第一に考えて、位置を変更させていただいてございます。

また、将来的な展望も見据え、これは関西エアポートであつたりエアライン含めて様々な方々と意見交換をしながら、こういう形で進めさせていただいておるわけですが、やはり議会からも先ほどデッキのお話も出てまいりましたけれども、やはりデッキでの接続性とかそういったものも含めて柔軟に対応するために改定をしようとするものでございます。

現在、この手続を進めております一番の理由は、やはり今現在建設工事、これが非常に建設費の高騰であつたり人手不足という問題が生じております。ですから先行き、実は建設スケジュールがかなり不透明であること、それと現時点で拡張性をきちっと持たせることで将来的にターミナルを運用しながら改築できることなどを十分に考慮した上で、今の段階から先行的に必要な投資をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（五島大亮） この中で、資料の2ページに当初の計画と概算整備費ということで数字が結構入れ替わっておりまして、ターミナルの事業費自体が90億円から150億円に変更されておりました。

す。今の内容がその説明に当たるのかなと思いますけれども、ちょっとその理由を改めてお聞きしたい。

それから、この150億に関しては将来的な拡張費用というのは、これは当然まだ含まれていないのかなということでもいいのかということを確認させていただきます。

- 長谷川港湾局長 まず今回先行的に投資をさせていただき理由の1つが、先ほど申し上げましたとおり、やはり2階部分にデッキを接続するなど柔軟に対応させていただきたいというのが第1でございます。

それと将来の航空需要を見据える中で必要な面積を確保するというのもございまして、実はそれには一定の2階部分も含めて増床する必要があると考えました。そういう趣旨を含めて、増床するためには1階部分の基礎構造から、例えば柱の構造から含めてきちっと今の間に補強、増強しておかないと2階部分の運用ができないと——2階部分の増床ができないということでございますので、そういった点を含めまして今回60億円というお金をここで変更させていただいているという趣旨でございます。

- 委員（五島大亮） 分かりました。

逆に、エプロン拡張等の予算に関しては143億円から100億円にこれはかなりの減額が見られるわけで、スポット数ですね、これなどは当初計画から変わっていないこと、それから今建築費の高騰がある中でこれだけの減額ということで、何か工夫したのかなと思われるんですけども、一応安全性が担保されているのかということを確認させていただきたいと思います。

- 長谷川港湾局長 まずスポットでございますけれども、これは昨年も当初きちっと議会においてお示しさせていただいておりますとおり、今現在駐機のスポット数は10スポットでございます。これにつきましては、21スポットまで拡張させていただきたいということで議会でも御議論させていただきました。これについては、この事業費の中で確保させていただくということで、スポットに変更はございません。

また、空港基本施設の中でコスト縮減を様々やっております。その中で1つ一番大きいのは、やはり造成工事費でございます。

造成というのは、我々様々な工夫をするんですけども、やはり1つは基礎構造体の現場における見直しですね。これは一定のいわゆる埋立てをしてから時間もたっておりますので、そこそこ強度増加しているところもございます。そういった点を含めて基礎構造体をうまく見直すことができたということが1つでございます。

それと、やはり空港基本施設が今設計の基準も変わっておりまして、現在経済的な設計ができる、現場に合わせた性能設計ができるようになってございます。この性能設計というのは、やはり今後飛んでまいります飛行機の状態などトータル勘案しながら設計することになってございまして、こういう設計の考え方を全て網羅した上で今回コスト縮減をさせていただいているというものでございます。

- 委員（五島大亮） うれしいですね。機能は強化されて建築費はならしてうまいこと予算組みができたというような感覚ですので、ありがたいと思います。

今建築費の高騰ということで、これはB to Bの詳しい人でなくても一般の人でも建築費の高騰というのは分かっておりますので、将来を見据えた構造の変化と併せて、先にいわゆる構造に投資しておくというような考え方についても我々非常に賛意というか、同意というか、評価をさせていただくものです。

また、デッキであるとか、将来ボーディングブリッジもという話があると思うんですけど、それに合わせて2階建ての構造に先に対応できるようにしておくということですから、非常にうれしい計画だということを表示をさせていただきたいと思います。

そのボーディングブリッジなんですけど、置き止めはないやろうという話をしておったんですが、国際空港としてボーディングブリッジで乗れるということは絶対条件だと我々思っておりますので、今回の計画改定によって将来的には必ず整備されるということで考えておいてよろしいでしょうか。

○長谷川港湾局長 ボーディングブリッジについては将来的には考えていくということになります。ただ、今ここでトータルの空港機能の強化に要する事業費というのが280億で今お示しさせていただいてございますけれども、実はこの中にはそれは含んでございません。ですから、将来的な例えばターミナルとのボーディングブリッジの接続を含めて、それはこれからまだ2025年のまずはチャーター便の誘致から始まって、その後2030年頃の国際定期便というものに向かってまだ少し時間のある中で、そういった計画についても確実に議会の中でお示しをさせていただきたいと存じます。

○委員（五島大亮） ありがとうございます。

ボーディングブリッジは将来また別途予算を取らなければいけないということで、それは仕方ないというか、必要な予算だというふうに我々考えております。いつ頃までに、ボーディングブリッジだけでなく将来イメージを全体が国際定期便の就航を見据えた計画となるという形で考えさせていただいたらよろしいでしょうか——’30年。

○長谷川港湾局長 私どもは、まずは2025年の春に向けて国際チャーター便が確実に誘致ができるというところを目指していきたいと考えてございます。それから、やはり継続をしながら併せて国際定期便の就航に向けて、やはり私どももエアライン含めてきちっと交渉してまいります。その交渉過程と併せながら、こういった計画についても御議論させていただきたいと思います。

ですから、今詳細になかなか時期を申し上げること難しいんですけども、やはり目標としては2030年の定期便というのが目標になってございますので、それまでの間にはきっちりとお示しをさせていただきたいと存じます。

○委員（五島大亮） どちらにしても、やっぱり’25年のチャーターまでにいろんなことをやらなければいけないということで、いろんな要素が絡み合う中で計画して建築してというのをやっていかないといけないと思います。また、安全性も確保していけないといけないということで、大変な中でやっていただくということなんですけれども、やっぱり我々市民サイドとしては、国際便をボーディングブリッジで乗っていきたいという強い意志がございますから、2030年目指して計画の段階から速やかにいろいろな尽力をさせていただきますよう、これは要望にさせていただきますと思います。

この全体像の中で空港の北側——駐車場、新ターミナルの北側ににぎわい空間の創出という文字が資料の2ページの上部分に見られるんですけども、これも我々非常に楽しみにしていることとでございます。どのようなものを今お考えになられているのか、まずお聞きしたいと思います。

○長谷川港湾局長 まずは空港の機能強化と併せまして、空港島全体の将来の在り方について我々今内部で議論をしております、いろいろなプランニングを考えていくべきだと思っております。

まずは中心となるエリア、これはやはり海上アクセスの基地もございまして、周辺というのは

非常に空港の機能と近い場所でございまして、非常にこれから付加価値の上がるエリアでございます。ですから、やっぱり施設としましては空港機能とうまく連動できるような施設、こういったものが配置できないかということを考えてございます。

その上で、1つはやはり神戸のブランド価値をうまくアピールできるような施設がないか、また新たな技術、こういったものをここで体験できるような施設ができないか。例えばこれは最近技術革新の中で、ドローンであったり例えば空飛ぶクルマであったり様々な技術開発が行われています。ですから、空港と連動する形でそういった新しい最新技術を用いるモビリティですね、こういったものがここで導入できないか、そういったことも含めて考えたいと今現在は思っているところでございます。

○委員（五島大亮） ありがとうございます。

今後プライベートジェットの基地も整備しようという中で、やっぱりプライベートジェットに乗ってきた方がどういうルートでいろんなところに神戸空港から足を延ばしていただけるのかということ考えた場合に、やっぱり空飛ぶクルマであったり、もともとヘリコプターのターミナルでいいとは思っておるんですけども、やっぱりそういうラグジュアリー層向けの取組というのは間違いなく必要になってくると思いますので、そのあたりも今おっしゃっていただいたわけですけども、ぜひ期待をさせていただきたいところであります。

また、航空需要の拡大、にぎわい空間を整備することになったら、間違いなく今でもちょっと足りない駐車場、これが拡大が必要になってくると思われれます。今回新たに整備する駐車場では足りないのではないかなというふうに感じておりました、土地の有効活用のためにも立体駐車場なんかも検討してはいかがかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○長谷川港湾局長 今回お示ししている駐車場というのが現行のターミナルの東側でございます。これは当面2025年のチャーター便の誘致に向けて少し不足するであろうという駐車エリアをここで設けることになっているというのが現状でございます。

将来的には、やはりこの土地というのは非常に高価なものでございますので、やはり高度利用するというのが重要だと私も考えてございます。これをどういった形でどういうスキームで立体駐車場を整備していけばいいのかというのは様々な議論があるところでございまして、そういう議論をしながら立体駐車場の在り方についても今後検討してまいりたいと考えてございます。

○委員（五島大亮） ありがとうございます。

空き地はあるとはいえ、なかなか狭い土地になると思っておりますので、打って替えをしながらのターミナル、駐車場、デッキ等の整備、これをやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますが、まさに去年我々から言わせていただいたストーリー性のある将来が描かれた絵になると思いますので、将来この完成図面はいいものができるなというふうになっておりますから、市民もその間は我慢を強いられるんですけども、将来ある我慢という形ですね、これは非常にありがたい我慢だなというふうに思うと思っておりますので、中でもやっぱり利便性を確保しつつ迅速な計画と工事を進めていただいて立派な神戸空港にさせていただければなと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに質疑ある方。

○委員（植中雅子） 海に浮かび、森を感じるというようなテーマなんですけど、最初に森のような緑を豊かにする公園をという話だったんですけど、それがなくなった中で、森を感じるという

のはどのような仕組みを考えておられますか。

○長谷川港湾局長 それは先ほど申し上げましたとおり、やはり森を感じるようなコンセプトというのは基本的に私変更するつもりはございません。ですから、このターミナルの周辺にはまだそこそこの空間ですね——これは道路との空間も含めてなんですけど、かなりの空間がございます。この空間というのは通常の公園レベルぐらいの空間がございますので、まずはこの空間を確実に緑できちっと整備をして、緑地を感じながらターミナルの周辺を散策できるように、そういったプランを持って今現在ランドスケープというものについて対応していければというふうに考えておるところでございます。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。

それからもう1つ、別紙2の13ページに市民意見募集の結果が載ってるんですけども、これ今載ってるのは意見が21通で84件あったと記載されているんですが、すごくみんな肯定的というか、前向きな御意見をいただいているんですけども、反対の意見というのはあったんでしょうか。

○長谷川港湾局長 反対の意見と言うべきかどうかは難しいんですけども、やはり今の現行のターミナルが神戸空港にあまりふさわしい——神戸の玄関口としてあまりふさわしいと思わないというような意見もございました。ですから、今回新たにつくるターミナルについては、やはり神戸の玄関口としてふさわしい、やはり神戸のブランド価値を上げるものにするべきだという意見がございました。

ですから、我々としては、やはりしっかりとそういう意見に応えられるように、先ほど申しましたように周辺のランドスケープであったりターミナルの中の緑地空間であったり、ターミナルの中にも緑をうまく配置できるような今プランをつくっておりますので、こういうことで神戸のブランド価値として海外含めてPRできるような新たなターミナルになるように頑張っていきたいと考えています。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。

もう1つ一番最後のところなんですけど、先ほど五島委員がおっしゃったんですけど、この機能拡張に要する事業費は総額は変わってない、変わってないんだけど、エプロン拡張整備では100億円と物すごく43億円も減になって、もう1つは附帯工事も50億円から33億円になっていると。

今五島委員の回答の中で造成工事費の見直しでこうなったということなんですけども、これちょっと私もこんなに安くなるような見直しができるかというのがちょっと分からないんですけど、ざっとした内容ってどんなですか。

○長谷川港湾局長 先ほど造成工事及び基礎と申し上げました。

これももう少し詳細に申しますと、もともと神戸空港というのは防災拠点でもございます。ですから、最新の実は耐震対策を現場で実施していく必要があります。

今回性能設計ということで、国も柔軟に現場の状況に応じて設計できるようになってございますけれども、現在エプロン10スポットについては、これはやはり神戸として国が知見を出す以前の段階から、これは阪神・淡路大震災の教訓を得て、かなり高度な地盤改良とそれに伴う耐震対策をやってまいりました。

今回エプロンを拡張するに当たりまして、そのときに得た技術を新たに汎用、拡張させるという意味合いで、いろいろな解析をやりました。その解析の中で、ある程度地盤が落ち着いている状況になっているので、当初やったような耐震対策がそこまで必要ないという結果が出てまいり

ました。これは現在の10スポットプラス、今回は5スポットプラスするんですけれども、5スポット全てにこれまでやっているような地盤改良——これは耐震対策ですけれども、それを施すことなく耐震機能を有するという結果が出てまいりましたので、最小限に実は地盤改良する範囲を抑えたということでございます。

ですから、当初想定していたものよりも、例えば3割ぐらいにまで落としているとかそういうことでコスト縮減をさせていただいているということでございます。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

○委員（西 ただす） では質問させていただきます。

私も急に何か計画変わってびっくりしたんですけどね、そんな増やしたり減らしたりできるのかなというのはすごく不思議だったんですね。

今聞いててちょっと不安に私なっちゃったんですけど——エプロン部分か——引き下げるために当初はやろうとした工事じゃなくて大丈夫だろうということでの耐震化ということをやられたということなんですけど、もともとはそれだったら今回減らすと、ここの全体の事業費は変えずにどっか減らさんとあかんということで、それがなかったら当初のもともとの10スポットと同じような工事をしようとしてたんですかね、いかがですか。

○長谷川港湾局長 当初の事業費の想定は、やはりエプロン全体に地盤改良をしていくという想定をしてございました。それは当初の事業費の想定でございますので、現場の状況の調査をきちっとする前の段階でございます。

今回事業費をコスト縮減ができたというのは、現場の状況をきちっと詳細に調査をし、またその現場の状況に合わせて今最新の知見を有するメンバーで解析をやりました。この解析の結果を見て、ここは地盤改良をせずとも十分に機能を有するという判断ができましたので、一部分を地盤改良をせずに、機能としては有するけれども地盤改良しないエリアができたということでございます。

ですから、当初からそれを分かっていたのではないかとということではなく、解析をやって改めてそれを理解した上で現場の施工をしているということでございます。

○委員（西 ただす） 解析をその後でしたということなんですけど、大きな建物を造るというのに当たっては、いろいろもともと調査しておくべきだなというのが1つ思うことと、一方で市民感情からいったら南海トラフの問題とかいろいろなことがあって、実際により強固でやってもらったほうが良いというふうに普通は建物に関して思うところで、やっぱり平行線になると思いますけど、やっぱりそこで——費用をどこで減らすのかというところでここに手をつけたんだというのは分かりました。

それで増えるところの話なんですけど、ここで見てると新ターミナルの費用というのは、ここに書いてあるのだと借入金により整備、空港施設利用料や民間事業者からの賃料等により返還となっておりますけれども、これは増える分どうなるのかなと。以前に比べて借入金が幾らになって、施設利用料が幾らで、民間事業者からの賃料は幾らというような形で計算されてるんでしょうかということなんです。民間事業者から多めに取ってとか、賃料を増やしてというようなそんなことできるのかなと。どういうふうに思っているんでしょう。

○河原港湾局局長 今後150億円になりまして、財源どうするのかというお話だと思います。

150億円につきましては、当初の予定どおり港湾事業会計からの借入金で賄ってまいりたいと、またその償還につきましては、当初からお示しさせていただいておりますように、民間事業者からの賃料であったり旅客施設の使用料で回収していくというこの方針については変わりございません。

○委員（西 ただす） ちょっとごめんなさい。僕分かってなかったのかもしれないけど、まずは借入金で全部充当するという考え方なんですか、確認です。

○河原港湾局局长 そのとおりでございます。

○委員（西 ただす） だから何というんですかね、1つは借入金というのを非常に都合よく考えているなということと、当然それを返す上での施設利用料とか賃料とかにその分跳ね返っていくのではないかと思うんですけど、そこについて具体的にいかがなんですか。

○河原港湾局局长 今後の賃料でありましたり施設使用料というものにつきましては、今後詳細の工事費等が確定した後に検討してまいりたいとそのように考えております。

○委員（西 ただす） 結局今回総額変わってないという言い方をされてるんですけど、今の言い方であれば、上振れも含めてあるいは変化もあるのかなというような印象が持たれるような言い方だったと思いますし、やっぱり詳細をどういうふうに戻していくかという計画がない中で進んでいるというのは、非常に神戸空港でこれまで問題になってきた点だと思うんですね。それがやっぱり続いているというのは非常に危惧するところだと思います。

次の質問に移るんですけども、資料を見ていると、なぜサブターミナルを整備するのかというところで国際チャーター便需要にという文章がありますが、例えばこれなんか今のところうまくいっていない。やっぱり需要があるから整備するというのが順番じゃないのかなというふうに思うんですね。700万人という利用者のこともここで何回か質問しました。でも、それも具体的にじゃあその需要が生まれてきて整備する、生まれるようなことが具体的にもっと明らかになってから整備するというふうに本来思うんですけど、そうならないというふうに思うんですけど、そこはいかがなんでしょう。

○長谷川港湾局局长 私ども3空港懇談会があって、それから急ピッチでいろいろと事業調整を進めている状況でございます。

当然エアラインであったり特にチャーター便を誘致しようとする、やはりインバウンドだけではなくアウトバウンドを含めて様々な調整が必要になります。その中で我々としたしましても確実にまずは需要確保をし、国際チャーター便の誘致ですね、2025年の春には確実に国際チャーター便の誘致を成功させたいと考えてございます。それにはやはり一定のチャーター便を受け入れるべく、例えばC I Qですね、税関も含むこういった施設をきちっと整備をしないと受入れができません。それは、やはりエアラインの交渉の中で、施設もないのにエアラインに対して交渉するという事は不可能です。ですから、いろいろな関係者と交渉する中でもこの施設は必要でございます。

以上です。

○委員（西 ただす） 結局のところ、そんなことを言うといろんなもの準備せえへんかったら来えへんやんいうところで、それがどんどん拡張していったるんじゃないかなというふうに思うんですね。

今回の計画自身は、サブターミナルのなぜ整備するかというところへ書かれてるのは、1つはやっぱり今も議論になってる万博だと思うんですね。去年の暮れに世論調査しましたところ、

やっぱり万博の入場チケット購入したいですかと尋ねたところ、購入したいと思わないという人が79%という、一方で購入したいと思う人が10%というようなのが出て、万博に対しての態度、当然私は反対ですけど、それとは別に来ないんじゃないかというような危惧があると思うんですが、そこについてはどう思っているのか。

あと、以前質問したんですけど、万博に伴って関空というのは1.3倍の総旅客数の3,733万人と出てたんですけど、以前神戸空港はどうなるのかと聞いたら、発着枠は1.5倍になるという話になってたんですけど、総旅客数についてはお答えになってないんですけど、そこは考えていらっしやらないんですか、いかがですか。

○長谷川港湾局長 まず万博の件でございますけれども、やはり万博については、これは国として今きちっと2025年に確実に開催するという事で動いておられるものでございますので、やはりそれはそういう方向性で動くべきだと考えてございます。

それと関空を含めて万博の時期の旅客数でございますけれども、まずは神戸空港については今80回の枠がございますけれども、これが120回まで拡張します——1.5倍まで拡張します。ですから、今確実に旅客数というのは増えていってございます。

昨日も報道もされましたが、やはり2023年は過去最高の340万人を超える旅客数を誇ってございます。年間でいきますと、前年度から比べても2～3%ぐらいの増でございます。ですから神戸空港を利用いただける旅客の方々というのは確実に増えてございます。

やはりエアラインのほうからも、今これだけ旅客が増えている中で、とにかく今の80回をできるだけ早い段階で拡張してほしいという意見もございます。ただ、これはやはり3空港懇談会の問題がございまして、2025年からということになりますけれども、やはり1.5倍ぐらいの120回——便数でいきますと60便でございますけど、これに向けて私どもは頑張ってまいりたいと。これは、やはりエアラインのきちっとした希望にも応えるということもございまして、何が何でも頑張っていきたいと。それによりまして確実に今国内がおおむね500万人という想定をしておりますけれども、それに近づけるように頑張ってまいりたいと考えてございます。

○委員（西 ただす） 今明らかになったのは国が頑張ってもら、それは国の責任でということだったんですけど、やっぱりそれで当然国もお金出しますよ、でもこの前決議も上がって、あらゆる財源でみたいなことも出てきて、それによってやっぱり負担が増えるのは市民だということですよ。やっぱり国が普頭を取ってもみんな不安に思ってるから今の状況だというふうに思うんです。

あとは、やっぱり旅客数に関してはお答えにならなかって、500万人に近づけるということではあるんだと思うんですけど、やっぱりこれだけ万博を前に出してながら、関空では具体的に出てるのにここでは出てないというのは、やっぱりおかしいと思います。

一番初めにほかの委員の方にも答弁されましたけども、今ちょっと急がんとあかんのやと、拡張はこのタイミングでと、建設費の高騰や人手不足があって先が不透明やというふうに言われたんですけど、そういう中でなぜこれを急ぐのかなというふうに思うんですよね。

やっぱり万博でも出てきてるのは、被災地のことを考えたらどうなるの、やっぱり今一番大事な命や安全じゃないかという声が出てて、その声というのは神戸でもあるわけですよ。それについてはいかがお考えでしょうか。

○長谷川港湾局長 当然命、安全というのは最重要だと思っております。特に2025年の1月には阪神・淡路大震災から30年の節目も迎えます。そういう意味で、やはり阪神・淡路大震災を経験

した私どもにとって、安全、命を守るということは当然のことながら最重要だと考えてございます。

それは最重要でありますけれども、その後、やはり阪神・淡路大震災のときもそうですけれども、どういう形で神戸が復興していくのかというのが議論になりました。そのときに出てきたのが医療産業都市の構想であったり神戸空港の建設です。これは阪神・淡路大震災からの復活を象徴するプロジェクトということで、ミレニアム事業ということで神戸空港も着手をしたと記憶してございます。

ですから、やはりこの神戸空港というのは阪神・淡路大震災から30年の節目を迎えますけれども、この年に神戸空港がより発展をして、神戸のまちの成長あるいは発展に寄与するものであるということをきちっとアピールをしながら神戸経済の活性化に私どもも大きく貢献していくべきだと考えています。

以上です。

- 委員（西 ただす） まとめますけど、やっぱり実際に資材の高騰、そして人が足りないという問題が起こってるんですね。先日聞いて印象的やったんが、六甲アイランドに今度ね、3月1日から商業棟が大分オープンするいう話だったんですけど、その説明聞いてたときにちょうど一部施設が開けられないという話になって、そのときの理由が万博もあって資材が足りんからなという話も出てきたんですね。私この話聞いて、神戸の中でも影響出てるやないかというふうに思ったんですけど、同時にやっぱり神戸空港にしても万博もそうですけど、大きな事業をやったらやっぱり被災地に対しても影響が出る。三宮の開発もそれは一緒ですよ。

やっぱりそういう点でいったら、今ここを一生懸命先にやって、先が不透明だからというような言われ方すれば、より心配を感じてしまうし、そこが見えてるのに突き進もうとしてるのは非常に問題があるんじゃないかなというふうに思います。

終わります。

- 委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

（なし）

- 委員長（山本のりかず） ないようでしたら、次に予算第45号議案令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算について御質疑はございませんか。

- 委員（西 ただす） すみません、続きまして。

今回本会議でも質問しましたが、ここの新港のところでPPPの問題について聞きたいんですけどね、この整備というのは国が進めるみなと緑地のPPPというのに基づいてるわけですが、私たち緑地を整備すること自体に反対してるわけではないんですけど、やっぱり思うんですよ、なぜ神戸市が自分で行わないのか、まずそれについてお聞きしたいと思います。

- 長谷川港湾局長 私どもは、やはりこのアリーナの周辺の緑地については、まずは一定の整備はイニシャルについて私どもはまず整備をさせていただきます。その上で、やはり高質な緑地空間を長期にわたって維持管理し、また一定の改良もしていくと、こういった事業は非常に有効でございまして、我々が管理するグレード以上のものが現場でなされます。それによって多くの方々——これはやはりウォーターフロントエリアというのは、やはり世界に誇れるエリアでございまして、世界から人を引きつけるための魅力的なエリアにならなければなりません。ですから、そういう神戸のブランド価値に沿った運営ができるように私ども考えて、このPPP事業を進めたいと思っております。

○委員（西 ただす） 初め高質という意味がよう分からなかったんで、ちょっとヒアリングで聞いたら、樹木とかの整備も神戸市がやるよりもちゃんとやってくれるみたいな話だったと思うんですよね。

ここが何というんですかね、非常に見晴らしもいいところで、たくさんの人も集まるというところは、それ自体はいいところなんで、別にそれはね、私はそれは神戸市がそこに投資してちゃんとやってたくさんの方が来てくれたらいいというのはあまり変わらないなと思うんです。

今回は国費も出るということだと思うんですね。ポイントで、今回岸田政権が率先して進めているやり方だとも思うんですね。非常に民間に配慮した制度になってるなというふうに感じました。少し勉強したら、もともとP F I法では公園内での収益施設というのは2%しか認められなかったと。ところがP a r k - P F Iが出てきて、都市公園法の改正に基づいてされて、収益を園路や広場等の公園施設の整備に還元することを条件にすれば収益施設の建蔽率が2%だったのが12%まで広がったわけです。期間も20年と長くなりました。

今回港湾法に基づいて、みなと緑地のP P Pは建蔽率は規制すらなくなるというふうに聞いているんです。この確認と、あとここ、どうも何か用途地域ということで枠が決まっているんだという話を聞いたので、それについてなるとどうなるのかということと、あと期間がもう1回確認でいつまでか、お伺いしたいと思います。

○長谷川港湾局長 今回の御指摘でございますけれども、P a r k - P F Iはそのとおりでございますし、今回は上限が12%ということでございますし、今回の港湾のみなどのP P Pは収益施設の建蔽率については規制はございません。ですから、これは事業者から提案をいただいて、それを神戸市が承認する、またこれには国の同意も必要になってまいります。ですから、先ほど申し上げましたとおり、これについては規制はございません。

それと事業期間でございますけれども、P a r k - P F Iが20年以内ということでございます。今回の港湾のP P Pにつきましては30年以内ということでございますので、やはりP a r k - P F Iに比べて民間企業は投資しやすい環境になっているというものでございます。

○委員（西 ただす） この間の流れを見てると、2%だったものが12%になって、ほんで今上限がないという説明が収益施設についてはされたわけですね。それを国が肝入りで進めて神戸市がその第1号になろうとしているわけです。

ちょっと経過で言うと、本会議でも指摘しましたけど、アリーナ部分の土地を市が24億6,000万円で国から買って、1平米で700円と非常に安い金額でアリーナ事業者に貸し付けて、もともと緑地がなかったところに8億9,000万円かけて緑地を準備して、緑が高質になるということと言われてるんですけど、それを民間事業者が好きに使えと、少なくとも事業者の横通ってしか行けへんということもありますからね。そういうのも含めてやっぱり問題だと思うんです。やっぱりそこは民間に対して支援するという制度になってしまってる。

本会議では、にぎわい施設は900というふうに言われたんですけど、これよく分からないんですけど、今の話でいうと、理論的にいうと緑地は1万4,000というふうに言われてるんですけど、理論的にはそれを全部にぎわい施設にできるということもあるんでしょうか、いかがですか。

○長谷川港湾局長 理論的にはどうかと言われると、それは基本的にこれは港湾の緑地でございまして、人がきちっと緑地で楽しむことができ、そこに憩う空間というのは当然必要になってまいります。

今回にぎわい施設の中で収益施設900平米と申しましたけれども、先ほど事業者の横を通して

しかこの公園緑地に入れないという御指摘ございましたけれども、これはそうではなくて、事業者がPPPの制度を使うエリア、これも含めて全てこの緑地については一般の市民の方であったり観光客の方は全て使えるものです。

先ほど900平米のにぎわい施設という話ございましたけれども、これはその中に例えば飲食スペースであったりトイレであったり飲食スペースに伴う例えばホール部分であったり、ここはやはり夏場の暑い時間はここで休憩もできますし、こういった施設がきちっと整っているわけがございます。それと併せてイベントができる空間もあるということでございまして、これは何も常時ここを閉鎖してこの事業者が使うというものではございません。

ですから、普通のこれは公園と同じで、やはりイベントがあれば一定の期間、一定の区域を例えば有料で使うことは当然でございます。それは例えばメリケンパークでもコンサートをするとき一定のエリアを料金を取ってということでございますので、そういった利用の仕方というのは、これまでの港湾が持つ施設の中での考え方と大きく相違するものではございません。

○委員（西 ただす） 理論的にというところでいうと、それ自体は否定できないということですよ。ね。

さっき横通ってと言ったのはね、例えば突堤の基部に別に緑つくったら、そこ緑見たい人だけ行ったらいいじゃないかという話だと僕は思うんですよ。だからそういう開発せえって別に言うてるわけではないんですけど、やっぱり結局その奥まったところへ行くわけですから、ここの民間の事業者の関係で、そのために準備してるんじゃないかというところにやっぱり感じられるということでした。

先ほどイベントの話もあったんですけど、これ確認なんですけど、本会議で聞いたらイベントなどで使われるのは1,600だというふうに言われたんですけど、ヒアリングで聞いたら伸び縮みがあるというふうに聞いたんですけど、それはいかがなんでしょうか。

○長谷川港湾局長 今1,600平方メートルの議論でございますけれども、これについては標準的に1,600平方メートルということでございまして、それは当然イベントによって小さくなったり、例えば大きくなったりします。ただ、使えるエリアというのは我々神戸市としても当然きちっとそれに対してどういう使われ方をするのか、どういった方がここに入っていくのかというのを確認をしますので、そこに問題が生じることはございません。ですから、平均的に1,600平方メートルのエリアをイベントスペースとして賃料を頂くということになるということでございます。

○委員（西 ただす） その話でいくと、全然イベントないときはあるとは思いますが——一方でね。ただ、大型連休とかで、なべて1,600ですから、大型連休になったらそれが3,000平方メートルになったり5,000平方メートルになったりということはあるということですね。

○長谷川港湾局長 これは今事業者のPPPの範囲というのがアリーナの南部分にこの一角をそういうエリアとして今想定をしています。ですから、アリーナの南部分に例えば飲食ができるスペースであったりトイレのスペースであったり一定の休憩ができるホールのようなスペースができます。その周辺の緑地、ここがおおむねイベントのエリアになります。

ですから、いわゆるアリーナの例えば西面なんかは、これは一部例えばキッチンカーが出たりすることはあろうかと思っておりますけれども、基本的にここは普通に通れます。イベント開催というのは、おおむね一番南側の突堤の先端部分がイベントで使われるエリアだと想定してございまして、そういった意味で、やはり多くの市民の方に御迷惑をかけるような状況にはないと理解をしております。

○委員（西 ただす） 聞いたかったのは、1,600が平均やけど、もっと大きく使えるんですよということなんです。キッチンカーの話とかされましたけど、そうですね、使うときには1,600に限らず広く使うときはあるんだということですね——迷惑どうこうじゃなく。

○長谷川港湾局長 そのとおりでございまして、当然例えば今のアリーナの西側の空間もそういう緑地空間になりまして、例えばそこにキッチンカーを置いたり、そこでイベントをしたりすることはございますので、1,600よりも大きくなることはございます。

○委員（西 ただす） やっぱり聞いてると事業者にとってすごく得な制度やなというふうに思いました。問題は、多額の税金が投入されていて、やっぱり1つの事業者がその環境を享受している点だというふうに思うんですね。

その上で心配していることがあって、今から言う内容は、こうした民間開発に肯定的な方の文章から見てたんですけどね、そのまま読みますけど、第8回都市公園こそ「運営重視型PPP」で地域のまちづくり拠点へ、日本総合研究所のまとめですということで書いてるんですけども、8回ということで途中の文章だったようなんですけど、以下文章ですと、「こうした近年の都市公園の再整備事例を俯瞰すると、第7回で解説した観光施設と同様に集客施設としての様相を色濃くした印象すら受けます。しかし、都市公園が観光施設と決定的に異なる点があります。それは、都市公園は都市基盤施設であり、公共性の強い役割を担っているという点です。都市公園は、地域の防災拠点としての機能、都市部における緑化率やオープンスペースの確保、住民の健康増進やレクリエーション、憩いの場などの役割を担っています。そこをないがしろにしてにぎわい創出や経済活性化を目指すわけにはいきません。観光施設との根本的な違いです」というふうに言われてます。ここからメリットの話も続くんですけどね。

これ自体は、この部分でお気づきだと思うんですけど、これみなとの緑地PPPの前の段階ですよ。Park-PFIの段階だと思いますが、このところは同様の心配もしてまして、観光施設を優先して公的な役割や市民生活に関わる場所がおろそかにされないかという心配を私は感じました。

ここからまた文章です。「一方で、都市公園内に商業施設などを誘致すること自体が目的化してしまい、結果として公園内の緑地が商業施設の前庭のようになってしまったり、地域にとって大切な緑地や植物が大きく毀損されてしまったりしては本末転倒と言えるでしょう」と言われてるんですね。

先ほどの話からいうと、やっぱり建蔽率も拡大できるし事業者の自由も大きくなって、そして前庭的な扱いにならないかという心配があるわけです。当然緑が少ないほうが維持のお金が少なくなくて済むなんていう話もあったりするんですね。イベント実施の邪魔になるから減らしたりとかそんなことは絶対ないと言えるのか、そこについていかがですか。

○長谷川港湾局長 まず事業者から出てくるPPPの提案に対しては、これは国の同意もあって神戸市が承認するものでございます。そこは神戸市のいわゆる先ほど言われております例えば公共性であったり住民の憩い、例えば防災面、安全面、そういうものを当然考えた上で私どもは承認することになります。ですから、イベントをするために緑の空間が少なくなるとか、例えば植物が毀損されるとか、こういうことは決してないというものでございます。

植物についても、これは維持管理をして、きちっと例えば改良するということになりますので、こういう植物が毀損されることはありませんけれども、例えば何かの不具合で枯れたりしても、そこは植え替えができるとか、そういった仕組みでございます。

ですから、これは事業者にとって有利な都合がいいものではなくて、我々サイドに対してメリットがある。これは先ほども申しましたとおり、きちっと公園を維持管理できるという点で、やはり最大のメリットがございます。このメリットをうまく生かせるように私どもも——これは今この制度の中ではまだ議論の最中なんですけれども、きちっとモニタリングができる制度を導入しようと思っています。ですから事業者がどういうイベントをして、どういう施設の維持管理をしたかというのをきちっと我々としても把握していく、こういったことを今導入するように調整をしております。ですから、そういうアセスメント的なことも私ども考えておりますので、問題はないかと思えます。

以上です。

○委員（西 ただす） まとめますけど、やっぱり別に緑化とか公園造るのは公共でやったらいいんじゃないかなと思うんですね。やっぱり心配してるのは、これから大きな緑地とか公園を整備するときにはPPPかPark-PFIで漏れなく民間が造るというような方向になりそうで不安を感じてるんです。

さっきちょっと樹木の話もしましたが、全国的にPFIのところは結構いろいろ今もう制度そのものができてるんでね、進んでるんですけど、やっぱり樹木の管理が難しいから切りたいんだというようなことを言うてる事業者が出てるというのも全国的には指摘されてる点なんですね。やっぱりそれは費用の論理からしたら、にぎわい施設を広げたいという思いに駆られるというのはあるわけで、市が関与すれば大丈夫と言われるんですけど、やっぱりそうした誘惑がどうしても出てくること自体大きな問題だと思うんですね。

やっぱりただでさえ、全体的にあそこの状況を見たときに、以前も言いましたけど、やっぱりオーバーストア違うのかなというふうに思うんです。

本会議で副市長がジーライオンで年間100万人が来るというふうに言われましたけど、それもヒアリング聞いてたら事業者が言われてるということで、やっぱり希望的観測に沿って動いてるんじゃないかなというふうに思います。

やはり民間にその場を明け渡したり、環境整備に税金をたくさん使ったからといってもうまくいくのか分からない。そのお金をむしろストレートに公園の整備や緑地の整備をはじめとして公共的なところに使うべきだということを指摘して終わります。

○委員長（山本のりかず） ほかに質疑がある方いらっしゃいますでしょうか。

（なし）

○委員長（山本のりかず） なければ、それではこの際、港湾局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（諫山大介） 1点、神戸海軍操練所遺構について、文化スポーツにも聞きたいと思ってますけども、もともと港湾の開発の中で発見されたということなんで、1月下旬に現地を視察させていただいたんですけども、このあたり港湾局としてどういった見解を持っているのか、お伺いします。

○長谷川港湾局長 これは私も現場を確認をいたしまして、これはやはり神戸港が開港する1868年以前の、1864年というふうにお聞きしましたが、幕末にかけて造られた施設でございます。歴史的に非常に価値の高いものであるというふうにもお聞きをしております。

このエリアについては、これからどんな利活用をしていくかというのはこれからの検討にはなっていくんですけども、基本的には文化スポーツときちっと調整をしながら、やはり神戸港の

いわゆる礎と申しますか、やはり一番古い港の遺構でございますので、これはどういう形で残していけばいいのかというのを技術的な側面——これは文化財を残すという技術的な側面を含めて文化スポーツ課の意見を伺いながら、この遺構をうまく残せるように考えていきたいと思っております。

○委員（諫山大介） おっしゃった神戸海軍操練所は神戸港湾関連の遺跡としても一級品でありますので、港湾局として敬意を持って今取り扱っていただけるということで安心しました。

委員会視察で静岡市歴史博物館というところを見に行ったときに、戦国時代末期の道と石垣ということで遺構がそのまま、3階建てなんですけど1階の部分に現物のまま保管されてて、当時のところを目の前で見れるという、今思えばああいう形がいいのかなと思ったんですけども、もちろんウオーターフロントの魅力の開発の場所——だっ広い場所ではありませんので、港湾としての魅力とそういった遺構保存の両立をぜひ前向きにさせていただきたいということを要望して終わります。

以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方はいらっしゃいますでしょうか。

（なし）

○委員長（山本のりかず） なければ上島副委員長。

○副委員長（上島寛弘） よろしくお願ひします。

前回の経済港湾委員会でも台湾の就航についてお話しさせていただきました。我々議会側でも台湾のタイガーエアや交通部ともお願いのために接触もさせていただいたところがございますけども、あの際にもお願いさせていただきましたけども、タイガーエアのほうは前向きに我々との会談の中でも、ぜひ神戸空港と台湾を結びたいというようなお話もございまして、ここにいらっしゃる植中委員や黒田委員も御一緒に台湾にも行っていただいたんですけども、その際に前倒しとか、そんなテストフライトもできたらといいますけど、それはちょっといろいろな3空港の経緯もあってということもお話しさせていただいたんですけども、一方で今はオウンユースチャーター自体の制度はあったりして、当然ながら方法等には制限があるんですけども、そのあたりの周知やタイガーエアの御意向を踏まえた上で、神戸空港をそうやってまさに率先して希望して下さっているならば、そういったところに沿った対応もさせていただいて台湾線の就航をしていただきたいということをお話はずっとさせていただいておりますけども、この点について、タイガーエアとの既に何らかの——話せないところもあるかとは思いますが、対応や接触、我々のそういった話も聞いていただいて動いてくださっているのか、オウンユースチャーターの在り方等の情報提供等もしてくださっているのか、この点についてお答えできる範囲で結構ですので、御答弁ください。

○河原港湾局局长 12月だったと思います。経済港湾委員会のほうで副委員長のほうから御指摘をいただいています。その後、我々のほうからもタイガーエアの日本総代理店ですね、そちらのほうにも御連絡をさせていただきまして、先ほどお話のございました3空港懇談会の状況でありましたり、チャーター便をどういうふうにすれば運航できるかということについて資料等御説明をさせていただいております。

先方のほうでいろいろと御検討されておりますので、その内容につきましては先方の中身につきましますので、そちらについてはちょっと御答弁は御遠慮させていただきたいんですけども、こういった形でしたらできますよというようなことにつきましては、我々のほうからも御説明をさ

せていただいております、先方のほうで今現在検討をさせていただいているとそういう状況でございます。

- 副委員長（上嶋寛弘） 大変神戸空港に対して高い評価をしてくださっています——台湾の各社また台湾政府も。ですから、ぜひともこの台湾線の就航というのをさせていただきたいですし、先ほど万博の否定的な話もございましたし、それによる需要というものがいかなものかというような御心配もありましたけども、まさに台湾からの観光旅行、ビジネス含めて入国をされたい台湾人観光客、旅客は増えている状況でございます。

そういったところも踏まえまして、まさに台湾でも旧正月の暦が採用されておまして、8日から台湾でも長期休暇に入られて多くの台湾人の方々が訪日されていらっしゃる。入国審査においても、地方空港と台湾結んでいるケースも割とございますので、プレクリアランスという事前審査というものをまさに台北の近郊にあります桃園国際空港で事前に日本の入国審査を台湾においてしてしまって、それによって日本到着後の審査は長い——すごい関空でさえも待ち時間が強いられているような状況ですけども、そういったことにもならないように余裕のある搭乗前に実施して、少しでも日本の滞在を最大限楽しんでいただくというような方法をもう台湾においても日本の入国審査ということを事前にするというようなこういった画期的なことも行っておまして、函館や仙台、高松等々地方10空港でそういったことをしてくださっているということなので、こういった方法も踏まえれば、いろいろな形でそういった既にもう事例も日本においてもできたわけでございますから、そんなことも神戸空港の国際化に向けてできるんじゃないかなというようなこともあると思いますので、この点についてもぜひ勉強させていただいて実現に向けて少しでもそういった誘客ができるような方法というのを考えていただきたいと思いますけど、この点いかがでしょうか。

- 長谷川港湾局長 今の桃園の空港におけます入国審査の在り方というのは非常にすばらしい制度だと思っております。やはりビジネスであったり旅客であったりが入国する際に手間がかかるというのは、時間がかかるというのは非常に利便性にも影響を与えるものでございますので、やはりこういうものが神戸でどういう形でできるかというのは今すぐにはありませんけれども、やはりしっかり勉強しながら研究させていただきたいと存じます。

- 副委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。

その点ぜひともお願いしたいですし、桃園国際空港のございます桃園市観光局と神戸観光局もMOUを締結しまして、相互の観光交流というものを促進していこうということで、桃園メトロでは神戸の映像も流れて、私も先月も台湾行きましたけども、そういったことも流れてございまして、神戸についての認知度も高まっております。この点は本当に進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これも以前の経済港湾委員会で質疑させていただいた点でございますけども、非核神戸方式のことでございます。非核神戸方式のことについて、いろいろとこれまでも国会においてもいろいろと取り上げることがありまして、今国会においても内閣に対して質問主意書が提出をされました。内閣質問主意書の提出自体が本当にもう2月の1日でございまして、質問第14号で今国会、国会法第74条によって国の専決事項たる外交や安全保障を侵害する非核神戸方式に関する質問主意書ということで提出されまして、それに対しての答弁が2月13日付で内閣総理大臣岸田文雄ということで閣議決定もされ、その答弁書も送付されている状況でございます。

まず、こういった国会のこれまでのやり取り、また今回の質問主意書は、これ自体は存在は把

握されているかどうか、端的にお答えください。

○長谷川港湾局長 その点については認識してございます。

○副委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。

では、それを踏まえまして、こちらにおいても質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、これまでの非核神戸方式に関する現在の政府の見解はということで、これはまさにこの答弁書において書かれておるんですけども、地方公共団体がいわゆる非核証明書の提出を求めているという今の神戸市の状況ですね、そしてその結果に基づいて港湾施設の使用について決定を行うということは、これは外交関係の処理を行う国の決定に地方公共団体が関与し、あるいは制約をしますね——関与以上の言葉で制約をするというところでございまして、港湾管理者の権能を逸脱するものであるというふうになっております。そしてその後、地方公共団体の権能の行使としては許されないというふうを考えておりますというふうなまで答弁書においては、これは再度岸田内閣の閣議決定によって決定されている状況でございまして、この点について、これをこれまでの政府見解とは変わらないところではございますけれども、これは把握し、否定し得る立場ではないということではよろしいのでしょうか。

○長谷川港湾局長 今委員おっしゃられたそのとおりだと私は認識してございます。

○副委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。

続いて港湾法——これ港湾管理者としての権限や様々なことが規定されております港湾法でございまして。港湾法第20条第1項に規定する港湾管理者としての地方公共団体の業務については、同法第34条において、同法第12条及び第13条の規定を準用すると規定されているところであるというふうに書かれてございます。

この点を踏まえて、非核証明書というものを神戸市設定して、これが提出されないといったケースがあった場合どうなのかというようなこの点についての質疑に対しては、非核証明書が提出されない場合、これが特定の港湾の適正な管理、運用に支障がなく、要は非核証明書が提出されないという理由でこれで不平等な取扱いの禁止に抵触することがあり得るかということ、これは要はこの提出をしないときには外国艦船の港湾施設の使用拒否できるかと、これが港湾法第13条第2項の不平等な取扱いの禁止に抵触することがあり得るのか否かということの認識については、これはまさにこれで神戸港に神戸市当局が入港を拒絶した場合は、まさに不平等な取扱いの禁止に抵触することがあり得るとの答弁でございまして。

これについては神戸市としても把握されていらっしゃるのか、またこれについて同様に否定する立場ではないということではよろしいのか、いかがお考えでしょうか。

○長谷川港湾局長 まず今の委員の御質問に対しましては、私どもが進めております事務については議会で決議をされました非核証明書の提出ですね、これを議会の決議を尊重する形で進めておるものでございます。ですから、港湾法に抵触するかどうかというのは、私の今の立場でここで発言するのは控えさせていただきたいと存じます。

○副委員長（上嶋寛弘） 承知いたしました。

ただ、国の答弁としてこういった答弁が決定されているということ、当然ながら万が一そういった場合においては、まさに港湾法上の不平等な取扱いの禁止に抵触することがあり得る、そういった危険があるというふうに書かれてございます。ですから、そもそも特定の国を狙い撃ちにした決議ではないというふうには思うように明文化はされてませんが、実際はあのときの情勢を考えたら米軍をまさに想定した決議だったわけでございまして、米国政府や米軍からは神戸

市に対してはネガティブな印象を持たれ、まさに反米的なそういったことをされているというふうに思われてしまっていることは関係者からも聞くところでございますけれども、この点について踏まえてちょっと質疑させていただきましても、では外国艦船が核兵器を積載していないことを証する文書の提出を求め、その結果に基づき港湾施設の使用に関して決定を行うということ、この点について、これは外交関係の処理に当たる国の決定に地方公共団体が関与し、またこれを制約するものであり、したがって港湾管理者の権能を逸脱するものであるというふうな答弁、これについて港湾管理者としての権能を逸脱するということはないということによろしいですか。神戸市としては港湾法を遵守するということがよろしいでしょうか、この点について。

○長谷川港湾局長 私どもの事務は法にのっとって事務をしておるわけでございますので、法を違反するような事務はあり得ないというのが一般的な見解でございます。その上で、今の事務については議会の決議を尊重する形で事務を進めさせていただいているものだという理解でございます。

○副委員長（上嶋寛弘） そこにおいて、これはまさに議会の責任なんですけども、私の生まれるはるか前の話でございますけれども、だからこれを行政マンの方に強いてしまっていることは大変申し訳ないというふうには思っているんですけども、神戸市長の補助機関たる港湾局の皆様においては、そういった法的拘束性のない決議に基づいて運用しているという今の状況は私も把握しているところでございますけれども、港湾局としては行政法、当然ながら関連するそういった港湾法をはじめとした法令の遵守、コンプライアンスは当然ながら遵守しての神戸港の運用をしていただきたい、この点はいかがですか。

○長谷川港湾局長 それは委員おっしゃられたとおりでございまして、私どもは法律にのっとって事務を粛々と進めさせていただきたいと存じます。

○副委員長（上嶋寛弘） まさに法令にのっとってですね、それはこれまでも国の見解については否定し得る立場ではないということも踏まえて、そこはきちんと法令遵守をしていただきたいと思います。

1点確認でございますけど、最近、外国の軍艦が入港したケースといたしまして、東灘区の海上自衛隊阪神基地隊にはインドネシア海軍が入港したということがございまして、私も当日公開の際にはインドネシア海軍のそういった艦船のほうにも見学させていただいたところでもありますけれども、これも情報公開請求もした結果分かってはおるんですけども、正式に御答弁いただきたいんですけど、その際、神戸市がインドネシア海軍に対して非核証明書を提出をさせたか否かについてお答えいただきたいと思います。

○長谷川港湾局長 これは当時、海軍から——これ練習帆船だったかと思うんですけど、入港する際には非核証明書の提出を私どもは受けてございます。

○副委員長（上嶋寛弘） 承知いたしました。

インドネシア自体そもそも核保有国ではないんですけども、まさにこういったことを出させることによって、要は海上自衛隊とインドネシア海軍におけるやり取りにおいて入港がそもそも決定している中で、わざわざそういった外国の軍に対して礼を失するような行為をしている、そしてインドネシアは別に核保有国ではないですからね。ですから、そういったことをしていること自体がやはり運用の方法としてまさに考え直すべきときではないかとは思いますが、そもそもこれによって——非核神戸方式の存在によって何が起こったかということという、以前、私も質疑で取り上げさせていただきましたけれども、震災からかなりの時間が経過して阪神・淡路大震

災のことを振り返る際には、まさにトモダチ作戦のことも紹介した形で、当時、神戸における阪神・淡路大震災における米軍の支援というのはどういう状況であったかみたいなことが産経新聞が記事として取り上げておられました。その記事においても、まさに阪神・淡路大震災の際にも米軍は救援の打診を日本政府に対してしてたと。しかしながら、記事によれば神戸市当局がこの非核神戸方式の存在を理由として、ちゅうちょされ難色を示されたことで、結果実現しなかったと。

実際に米軍の防災・災害における機動力というのは大変力強いものであり、まさにトモダチ作戦の際に東日本大震災で仙台空港の復旧はじめとして、様々な点で同盟国、友好国として米軍の皆様が被災地のために即座に活躍してくださいました。これは本当にすばらしい機動力であって、これは本当に日米間の友情を表す証左だとは思っておりますけれども、そういった能力がある中で、この阪神・淡路大震災では救援の打診があったけども実現しなかったのは、まさに非核神戸方式が原因であったということが分かり、内閣の質問主意書に対する答弁においても米軍からの救援の打診があったことは事実であるということを確認、記事だけではなく本当に政府がそういうふうに認めている中でこれが実現してなかったということ。

これは本当に守るべきは何なのかと。災害によって被災している神戸、兵庫県を復旧・復興することが何より最優先すべきで、金科玉条のごとく非核神戸方式というその決議であったり、憲法9条でも憲法を守って国滅びたら何の意味もないわけで、やっぱりやってきた場合には、それは対応しなきゃいけないことであるわけですよ。守るべきは憲法ではなく国民の生命と財産でありますから、そういった中では、救援の打診があったけども、本当に大変なときにもイデオロギーというものやそういったことを運用する神戸市当局の難色が示されて実現しなかったということ、この点については本当に議会の当時この決議に関わった議員がもういないと思っておりますけども——神戸市議会の中には——ただやっぱり反省、猛省していただかないといけない——こういった事態を想定していたのかということも踏まえて。

こういったことがあった場合、難色を神戸市当局に当然ながら政府から打診があった場合、これって救援の打診があったら、難色を示したり、こういう方式がありますからと言うべきだったのでしょうか。この点について何か記録等残ってますか、いかがでしょうか。何か知ってる範囲で分かる範囲でいいので御答弁ください。

- 長谷川港湾局長 今私がお答えできるのは、やはりちょっと当時がどういう状態であったのかというのは今はっきりとは分かりません。ですから、どういうプロセスでどういう意見交換があってそういう結果になったのかというのは私はそこまで承知しておりませんので、そこはコメントをすることは難しいと思っております。

ただ、やはり東日本大震災含めて、先ほど委員言われましたようにトモダチ作戦というのもございました。やはりこういうことは非常に重要であるということは私は認識をしております。

その上で、例えばこういうことが、例えば神戸が被災したときにこういう非核証明書書の提出を求めるのかと言われれば、そのときには、まずはやはり関係部局と相談をいたしますとともに、やっぱり議会で相談をさせてほしいというのが今の1番の感想です。

申し訳ありませんけど、ちょっとこれぐらいの御答弁しか今はできません。

- 副委員長（上島寛弘） でも、まさに長谷川港湾局長今御答弁いただいたのでよいかと思います。まさにこれは決議が結果的に確かに法的拘束力はないけども、行政当局をある種縛ってしまっているという状況の中で、港湾管理者の責任を持っていらっしゃる神戸市長の補助機関である港湾

局長としても、今かなり勇気のある御答弁をいただいたと思いますし、まずそこで議会で相談していただいて、それを拒絶するような議会であれば本当に何なのかと思いますし、そういったことがないように議会側がしなきゃいけないという議会の責任を今お示しいただいたと思いますので、その点はしっかりとここはそういったことがないように、しっかりとまさに助けるべきは神戸市民の命、日本国民の命でございますから、そこは最優先にした判断、行動をできるようにしたいというふうに思いますので、今の答弁で今できるぎりぎりのところを御答弁いただいたものだと思います——行政マンとして。その点感謝いたしますので、ぜひこのあたりの点について、また引き続き内閣質問主意書、今国会でも出るかと思っておりますので、そういったところも踏まえて、まさに国と神戸市連携していただいて、国交省の会議の中においても神戸市の港湾当局の席とか見たら、かなり重要な位置に座っていらっしゃるとか、港湾局に対する評価というのは高くなっているというふうに思っておりますし、大体我々神戸市会の議長のことは知らなくても港湾局長は誰々局長というふうにみんな国会議員も知ってる方が多いですので、やっぱりそれぐらいに港湾局は大変頑張っていると思いますから、でもそういったところもほったらかしにせずに、私としては次代に責任を持つ立場として質疑させていただきました。

次、予算委員会のほうで都市局のほうにまた質疑をさせていただく予定でございますけども、ちょっと海上自衛隊阪神基地隊に関連することで質疑をする予定でございます。今の時点で港湾局は大変阪神基地隊に対しては様々協力・連携関係にあるというふうに聞いておまして、事前にそれは港湾局のほうにお伝えさせていただいておりますけど、引き続きその関係は海上自衛隊ともしっかりとタッグを組んでいただいて、まさに国を守ってくださってる自衛隊の皆様には御協力していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑。

○委員（西 ただす） 非核神戸方式の問題は私も関心があるところで、1975年にできまして、ちょうど私が生まれた年ですけどもできたものです。

ちょっと御確認しておきたいのは、やっぱり非核神戸方式自身が1975年で米ソの冷戦もあるような時代の中で生まれたわけですけども、そのときにそれができて以降の世界の流れというところでいうと、やっぱり核兵器の廃絶の問題がずっと広がっていったというふうに思うんですよね。

そういう中で、この40年間で例えば世界的なところで非核地帯といったようなところが広がっていったとか、そういった核に基づくことで、あるいはほかのところで、うちの港もそういう非核神戸方式みたいなんできひんかみたいな話も議論があったとか、そういったことは御存じでしたでしょうか。

○長谷川港湾局長 今御指摘いただきました世界的な流れというのは、確かに核の問題というのは非常に国家レベルでの各国の様々な方々が意思決定されているものでございますので、なかなか私がそこに軽々に物を言うのはちょっと難しいかなと考えてございます。

他の港であったかと言われると、これも今詳しくは私は記憶をしてございません。あったかも分からないですけど、ちょっと今詳しい記憶はございません。

○委員（西 ただす） 神戸市の非核神戸方式というのは、やっぱり注目されてて、例えばこの40年で見たとくにも、いわゆる非核地帯というものは世界的にはぐっと広がっていったわけですよね。やっぱり核兵器そのものに対する危険性というのを多くの方が認識されて、被爆者の皆さんがたくさんいろんなところで語られて、そういう努力があつて核兵器の禁止条約というのも生

まれてきました。

もともと日本自身が非核三原則ということで、国是で持ち込ませないというところでやって、それを具体化したというような形のものだというふうに思うんですね。やっぱりそういう点で私は世界の中で核兵器が今——本当数年前です——核兵器禁止条約ができたのは——そういう流れとも非常に連動している大事なものだというふうに思っています。

先ほどもちらっと出たんですけど、例えば神戸の港というところを考えたときにいうと、やっぱり今の港というのは米軍基地とか米兵とかいないという状況なんですけど、過去はそういう状況ではなかったというふうに思うんですけどいかがでしょうか。

○長谷川港湾局長 1868年に開港してということでございますので、開港当初のことでいきますと様々な過程があったとは思いますが。

今の神戸港は、やはり基本的には商業港でございますので、商業港ということをも十分理解した上で私ども先ほどから繰り返しの答弁になりますけれども、議会の決議を尊重して事務手続をしているというのが今の現状でございます。

○委員（西 ただす） もともと米兵の人もたくさんいて、例えばそれがやっぱり港のところに来て騒いで問題になるというのもやっぱりあって、それで例えばクリスマスだけぐらひは静かな夜を過ごさせてほしいというようなクリスマス闘争みたいなものもありました。やっぱり平和の港として来て、そして利用できる場所もたくさんあったということが今の神戸港の発展にもつながってるというふうに思うんですね。

もうこれ数年前ですけど、例えば横須賀なんかは原潜による放射能漏れの問題とかが起こって、やっぱりそういったことも起こさせなかったということにも、そこに住んでいる住民の命や安全を守るという上でも大事なものだというふうに思います。

これ以上質問しません。以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方。

（なし）

○委員長（山本のりかず） 他に御発言がなければ、港湾局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

次の経済観光局が入室するまでの間、休憩といたしたいと存じます。なお、当局が入室後、委員の皆様がそろい次第、再開いたしますので、御了承願います。

（午前11時32分休憩）

（午前11時37分再開）

（経済観光局）

○委員長（山本のりかず） ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより経済観光局関係の審査を行います。

それでは、議案2件及び報告事項1件について一括して当局の説明及び報告を求めます。

○大畑経済観光局長 経済観光局長の大畑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案2件、報告1件につきまして一括して御説明申し上げます。

お手元の経済港湾委員会資料の1ページを御覧ください。

予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、経済観光局関係分につきまして御説明申し上げます。

なお、金額の100万円未満につきましては省略をいたします。

1 補正予算の概要でございます。

エネルギーなどの価格高騰の影響を受ける市内事業者を支援するとともに、防災・減災対策など安全・安心なまちづくりを進めていくための補正予算でございます。

補正予算額は、2歳入歳出補正予算額一覧の最下段、歳入合計4億2,000万円、歳出合計6億6,700万円でございます。

2 ページを御覧ください。

3 歳入予算の説明でございます。

第18款国庫支出金、第2項補助金は600万円でございます。

第19款県支出金、第2項補助金は1億4,700万円でございます。

第21款寄附金、第1項寄附金は8,000万円でございます。

第25款市債、第1項市債は1億8,700万円でございます。

4 歳出予算の説明でございます。

第7款商工費、第1項商工振興費につきましては、3ページを御覧ください。

第1目職員費につきましては、給与改定などに伴う補正として予算を2,000万円増額しようとするものでございます。

第2目商工総務費につきましては、中小企業の人材確保に対する支援に伴う補正として予算を1,200万円増額しようとするものでございます。

第3目商工振興費につきましては、中小企業の経営基盤強化や公共施設の改修に伴う補正として予算を1億1,500万円増額しようとするものでございます。

内訳といたしましては、経営改善計画策定の促進として600万円を、旧北野小学校の改修として1億800万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

第2項貿易観光費、第2目観光事業費につきましては、神戸SDGs貢献基金への積立てに伴う補正として予算を7,000万円増額しようとするものでございます。

4 ページを御覧ください。

第8款農政費、第2項農政総務費、第1目職員費につきましては、給与改定などに伴う補正として予算を7,000万円増額しようとするものでございます。

第2目農政総務費につきましては、公共施設の改修に伴う補正として予算を200万円増額しようとするものでございます。

第3目地域整備費につきましては、地域計画の策定支援に伴う補正として予算を2,600万円増額しようとするものでございます。

第3項生産振興費につきましては、5ページを御覧ください。

第4目水産費につきましては、神戸SDGs貢献基金への積立てや公共施設の改修に伴う補正として予算を8,300万円増額しようとするものでございます。

内訳といたしましては、神戸SDGs貢献基金への積立てとして1,000万円を、漁港施設などの改修として7,300万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

第5目漁港修築費につきましては、公共施設の改修に伴う補正として予算を2億1,000万円増額しようとするものでございます。

第4項農林土木費、第1目農業基盤整備費につきましては、ため池の防災・減災対策に伴う補正として予算を5,800万円増額しようとするものでございます。

6ページを御覧ください。

5繰越明許費の説明でございます。

第7款商工費、第1項商工振興費では経営改善計画策定促進事業など7事業を、第2項貿易観光費では有馬観光交流センター等改修など5事業を、第8款農政費、第2項農政総務費では六甲山牧場施設改修など2事業を、第3項生産振興費では漁港施設などの改修など5事業を、第4項農林土木費ではため池調査計画など2事業を、それぞれ工程調整や事業実施時期の調整のため繰越ししようとするものでございます。

7ページを御覧ください。

予算第36号議案令和5年度神戸市食肉センター事業費補正予算につきまして御説明申し上げます。

1補正予算の概要でございますが、給与改定などに伴う補正予算でございます。

補正予算額は2歳入歳出補正予算額一覧の最下段、歳入歳出ともに1,000万円でございます。

3歳入予算の説明でございます。

第2款繰入金、第1項他会計繰入金は1,000万円でございます。

8ページを御覧ください。

4歳出予算の説明でございます。

第1款事業費、第1項職員費、第1目職員費につきましては、給与改定などに伴う補正として予算を1,000万円増額しようとするものでございます。

5繰越明許費の説明でございます。

第1款事業費、第3項施設整備費では、換気設備改修を工程調整のため繰越ししようとするものでございます。

9ページを御覧ください。

報告、神戸市中央卸売市場本場再整備基本計画の変更（案）に係る意見募集につきまして御報告申し上げます。

1変更計画の概要でございます。

神戸市中央卸売市場本場においては、令和元年5月に市民意見募集を実施し、神戸市中央卸売市場本場再整備基本計画を策定いたしました。

同計画の内容について、冷蔵庫需要や物流の効率化に対応するため施設規模に変更が生じました。さらに、施設規模の変更及び物価上昇などによる概算事業費の変更や新型コロナウイルス感染症防止対策による協議の遅れなどにより、スケジュールにも変更が生じたことから、計画の変更を行うものでございます。

2変更案の内容でございます。

(1)概算事業費につきましては、120億円から205億円に変更いたします。

(2)施設規模につきましては、冷蔵庫の計画面積を約1万500平方メートルから約1万7,600平方メートルに、買荷保管所の計画面積を約3,000平方メートルから約2,000平方メートルに、加工場の計画面積を約1,500平方メートルから約1,200平方メートルに変更いたします。

10ページを御覧ください。

(3)スケジュールにつきまして、令和4年度の着工、令和6年度の供用開始から、令和6年度

の着工、令和9年度の供用開始に変更いたします。

3意見公募の方法でございます。

(1)意見募集期間につきましては、令和6年2月20日から令和6年3月21日まででございます。

(2)資料の閲覧場所や(3)意見の提出方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案2件、報告1件につきまして一括して御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（山本のりかず） 当局の説明及び報告は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち経済観光局の関係分に関して御質疑はございませんか。

○委員（植中雅子） 農政費なんですけど、4ページです。地域整備費として予算が上がってるんですけど、この地域計画の策定支援でレクのときにお聞きしましたら、この2年間で調査をしないといけないところが172の集落があるとお聞きしています。本年度はそのうちの30の集落だけで、2年間でこれだけの172の集落の策定というのが調整ができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○安岡経済観光局局长 地域計画につきまして御答弁させていただきます。

委員御指摘のように現在のところは2年間で172集落策定する予定にしております。ただ、この地域計画は御存じのように将来の担い手、農地の集積、耕作放棄地の発生防止など、非常に重要な位置づけということになってございますので、地域の方にしっかりと御説明をして御理解いただいて、それで進んでいくというものでございまして、今現在集落に入りまして説明をしているところでございまして、我々としては現段階では6年度末に全集落の地域計画の策定・公表を目指して引き続き全力で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員（植中雅子） ありがとうございます。

これ今将来の担い手を生み出すための調査ということなんですけど、これって農業をしたいといっても本当に様々な専業農家のところがあり、また兼業農家があり、またその兼業農家の中でも自分たちの食べる野菜だけを作ってる所だったら、次、将来の担い手は考えておられないかもしれないし、そういった様々なことを地域に入らずずっと調査をされているということですか。

○安岡経済観光局局长 北・西の両センターとか農業委員会を含めまして、夜それから土・日、皆様が集まりやすい時間にお集まりいただいて、職員が丁寧に御説明をさせていただいてございます。

やはり今のままでは担い手も不足するし高齢化もございますので、集積する部分は集積して効率を上げられるような計画が立てれないか、皆様が今後どのようにお考えなのかも含めて丁寧にお聞きしているということで、今後そのような形で進めていきたいと思っております。

○委員（植中雅子） 本当に北と西にも遊休地というか、使っていない田畑がたくさんありますから、ぜひともこれは奮闘していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

（なし）

○委員長（山本のりかず） ないようでしたら、次に予算第36号議案令和5年度食肉センター事業費補正予算について御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（山本のりかず） 次に、報告事項、神戸市中央卸売市場本場再整備基本計画の変更（案）に係る意見募集についてに関して御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 今回の再整備計画というのは大分異例だなというふうに思うんですね。スケジュールも大分後のほうまでぐっとなっちゃいましたし事業費も2倍近くになりました。125億円から200億円となった理由は新規施設の整備で100億円上がったということですね。あと全体的なことというとなら資材高騰があったということです。

ちょっと過去の答弁とか見てたんですけど、'22年の9月の15日の委員会での議論では、市場運営本部長が事業の見立てでありましたりとか積算に甘さがあったと、委員の皆様におわび申し上げますと言われてたんですけど、その中で不思議だったのが、改めて見て、事業費が増えた理由が実績量で見ていて冷蔵庫の規模を低く見積もっていたとされてるんですけど、それまでもずっと再整備に向けて議論してたはずなのに、冷蔵庫をどう使うのかという再整備の根幹部分と言えるような部分で考え方が途中で変わるというようなことがなぜ起こったのかなというふうに思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○確永経済観光局中央卸売市場運営本部長 実際、確かに一昨年9月に私のほうが御答弁させていただきましても、そのときにやはり冷蔵庫の需要の見込みが当時非常に限定的に見えていたと。いわゆるこの8,300トンというのが卸、仲卸という市場関係者のみの部分だけを取り扱うだけの量にしようということで計画をつくったわけで、その後、当然計画についてもいろいろ調査をしながら協議をしようという形で皆様と合意をして基本計画は策定させていただいております。その後29年に再度協議を行いまして、やはりまず29年の実績と、それと併せて商取引、いわゆる仲卸さんでも販売した後、関連の方が引き取らずに置いていくという部分がございます。そういう部分も含めて確保しなければ市場の取引が円滑にいかないということで、その分1,100トン程度の増ということで現状並みに変更したということでございます。

○委員（西 ただす） やっぱりそこがね——それは計画立ててからもいろいろ考えるのはあるとは思いますが、やっぱり不思議で、先ほど言われましたけど商取引の後も引き取らずに置いてるなんていうこと自身は、そのときは分からなかったんですか。

○確永経済観光局中央卸売市場運営本部長 それは、やはり私どものほうは調査しながらやりますので、そこまで限定的にやったということで、再度ヒアリングをする、またそして新たな冷蔵庫に対する利用調査も含めましてやった結果、今回の9,400トンの変更というふうになったと考えております。

○委員（西 ただす） やっぱりそれ煮詰めてなかったのかなというふうに思うんですね。

2019年にも委員会で質問してるんですけど、そのときの答弁としても、場内の関係者の皆さんと平成29年の1月から検討してきているとあるけども、今の話でいうと議論する相手が変わった、そういうわけではない。

○確永経済観光局中央卸売市場運営本部長 議論する相手は変わっておりません。

○委員（西 ただす） ヒアリングの話もあったんですけど、'19年のこのときの段階でいうとも関係者の利用意向はヒアリングしていたというふうに言ってはるんですね。その後、利用実態調査やったんやということなんですけども、その結果——これ答弁なんですけどね、温度帯、扱っているものが25度からチルドで8度とか様々なものを扱っていたが、温度帯の部分の考慮せずだけで考えていたというふうに言われてるんですね。市場関係者とか、温度の設定とかいうたら専門家も入れて議論するわけですから、やっぱりなぜそういうふうになったのかな。

○**碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長** 温度帯につきましては、いわゆる面積的な部分のほう
が非常に大きかったと思います。いわゆる温度帯が最初の計画でいきますと1万平米ということ
で非常に小さいものでございますので、かなり温度帯を小さくしてしまっているということでご
ざいましたので、今回温度帯を含めて、やはり再整備に必要な面積確保ということで今回1万7、
600平米——現行1万4,000平米ぐらいでございますので、いわゆる中で小口の荷物を置くとい
うことで、まだ中でもう1段積み置きをやってる状況でございます、そんなことを含めまして温
度帯、それから小口ロットの商品対応のために面積のほうを拡充させていただいているとい
うことでございます。

○**委員（西 ただす）** そう言われても、やっぱりよう分からないなと思うんですね。そういう
ことも含めて、確かに面積は広くなったと言うんだけど、やっぱり商品の状況によって、ここは
言うてますね、25度からチルド8度とかいろいろある中でということは考えていたときに、やっ
ぱりそれが今広うなったから変わったんやというふうに言われるんだけど、そこも含めてよく考
えていかれてないのかなと思うんですね。

何でこんなこと言うてるかという、さっきも神戸空港のときも結構大分事業費の内訳変わっ
たりして不思議ではあったんですけど、ここに関して言うとさらに幅広いというかね、新規の施
設のところというところがこれがもう一気に上がって、もともと当初より3倍ぐらい上がって
でしょう。そういうことが何で起こって、これが途中で考えた幅なんだと言われてもやっぱり納
得できないんですけどいかがですか。

○**碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長** 事業費のほうでございますけども、先ほど言いました
冷蔵庫の規模の拡大に関しましては、この埋立施設で約99億——約100億円増になってますが、
その間、中身でいくと27億円程度でございます、その他物価上昇で約42億ほどございます。あ
とその他に、この基本計画でなかったいわゆる冷蔵庫棟と今の水産仲卸棟——卸売場棟との間、
通路がございますけど、そこに屋根がないので、行き来するために大屋根を造るとか、くいです
ね、これは建物が大きくなりましたので、埋立地の地耐力というんですかね、その部分を考える
とくいの増強がございまして、これで16億円ぐらい増えたということで、あとその他共用部分の
事業費増ということで、施設規模だけで見ますと約27億、しかも冷蔵庫だけではなく、横にある
買荷保管所というものもございまして、こちらのほうはもともと腰丈の壁という形で考えていた
んですけども、埋立地に建てるということで海風が非常に強いと。そうなりますと、商品濡れて
しまうとか、傷んでしまうということで、全面的に壁を造るという、またドックシェルターを造
るという形で、そのあたりも含めて27億円でございますので、冷蔵庫だけが100億という部分で
はございませんので、御理解いただけたらと思います。

○**委員（西 ただす）** 何か今聞いててもやっぱり不思議だったのは、海風が強いというのは、そ
れ条件変わってないでしょう。何でそれが途中で出てきたんですか。

○**碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長** それは、やはりもともとつくっているものを——当然
事業費というのはできるだけ抑えるというのが原則だと思います。当然事業費というのは使用料
に跳ね返ってきますので、そのあたりについては現状のあるものをそのまま造るということの前
提に今回最初の計画はつくったというふうに考えております。

○**委員（西 ただす）** やっぱり計画の根幹のところが大分変わってるわけですね。

やっぱりこの事業そのものは重要やということで、まあいうたら神戸のまちにとって、食にとっ
て大事だというふうにやられて、今の話聞いてると基本的な姿勢とか商品大事にしようとかね、

消費者に安全なものを提供するという一番大切なところがちゃんと考えられていたのかなというふうに感じます。慌てて計画変更したというようなことやどう考えても聞こえてしまうので、やはりそこは疑問だと思うんですね。

それであと1点だけ、'22年の——重なってますけど——さっきから答弁と——議論の中でも施設が集合することによる設備の強化が見込まれていなかったと、埋立地のくいが必要だったというのがよく分からないんですよ。

私たちは市場関係者の状況も聞いて他のやり方あるん違うかなと、そうした巨額な予算使って埋立てもする必要ないんじゃないかということも言ってきました。それに対して当局としては、いやそれでも必要なんだというふうに言われてたわけなんですけど、なぜ埋立地の問題点があるときには分からなかったのかなというのをお答えいただきたいのと、やっぱりここまで来ると低めで予算だけ通して、いざとなったら上げたらいいというふうに考えてたんじゃないかとすら思ってしまうんですけど、そこについてはいかがですか。

○**碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長** まず埋立地の必要性ですけども、当然一旦最初は計画の前には一定施設内の中でも検討はさせていただきましたけども、やはりただでさえ狭い本場の中で冷蔵庫棟を建てるということは非常に物流効率化含めて市場内が非常に危なくなるということで、やはり冷蔵庫なり、また新たな付加価値ということで大規模加工場、それから買荷保管所を持っていくということで、埋立地については皆さん御了承いただいてさせていただいたところでございますけども、その埋立てについても当然埋め立てますが、その後の当然建てるものの規模によっては、当然それに対するくいを打たなければ安全性の確保ができませんので、そのあたりは今回規模が大きくなったことに対するくいの変更だと御理解いただけたらと思います。

もう1点が事業費が甘かったのではないかということですが、確かに120億という事業費を出した段階で、先ほど言いました冷蔵庫棟とかそのあたりの積算については確かに甘かったということで前回もおわび申し上げたところでございます。

○**委員（西 ただす）** 今後のことでの心配についてで最後に聞きたいんですけどね、今後の点でいうと、1つは建設資材の高騰についてですね。事業の見直し自体が昨年9月の段階から出てたんですけど、その後も万博の予算が2倍になったりとか、全国的にいろいろ大きな事業になればなるほど影響が出てきてるんですけど、再度の事業費見直しなんていうことはないんでしょうか、いかがですか。

○**碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長** 昨年もこの205億ということで事業費のほうを積算しましたけども、その後やはり物価高騰もございます。

ただ一方で、55億であった既存施設のほうですね、41億円ということで14億減させております。これにつきましては水産仲卸・卸等のほうといろいろお話をする中で最低限必要なことはやっていこうと、ただやはりあまり事業費をかけてやってしまうと、先ほど言いましたように使用料に跳ね返ってくるということで、今の段階で使用料とそして施設規模、そういうものを一緒に話をしながら進めていきたいと思いますということで今水産仲卸・卸と話をしております。その結果、不要であった例えば製氷棟の解体をやめるとかそういう見直しを進めていっておりますので、今後物価高騰のある中でも絶えず事業見直しをしながら、できるだけこの205億の中で収めていきたいというふうには事業者と共に検討していきたいと思っております。

○**委員（西 ただす）** ちょっと心配になったのが205億で収めたいというところで、そこら辺はやっぱり自信があるんですか。

○碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長 当然205億の中で収めていきたいと考えております。

○委員（西 ただす） 今後のことでいうと、1つは冷蔵庫を使う上でスケジュールが伸びたということでの流通上の問題はないのかということところが1点と、あと今私気になってたところちょっと言われたんですけど、事業費が上がった分どういう形で取り戻すというか、確保するのかという問題になってくるわけですね。

今聞こうとしてたのは使用料上がったりしないんですかとかね、そういったことを聞きたかったんです。あるいは神戸市の持ち出しについてとか、そういったことについてはどうなんですか。

○碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長 まず冷蔵庫ですけども、事業者のほうは2棟ございまして、1棟は私ども神戸市が持っております。もう1棟は中央冷蔵という民間会社が——第三セクターですけども、そちらが持って運営していますので、そこの冷蔵庫協議については一定何とかぎりぎりもつかなという形で今運用していただいているような状況ですけども、できるだけ一刻も早く着工して移転したいというふうには言われております。

事業費の回収でございますけども、当然事業費に伴って使用料の積算が出てきます。使用料というのは基本的に農水産省のほうも基本的な考え方を示されておまして、当然かかった経費を耐用年数に基づいて回収すると、そのほか当然かかる修繕費とかそういうものも含めてということになっております。

ただ、国のほうは法定耐用年数ということではちょっと短い年数で回収しなさいということですので、実際問題今の市場も60年近く使う形になっておりますので、そういう実態に応じた耐用年数を入れるとともに、やはり国の交付金そして西側のイオンの南側でございますけども、1期のときもイオンの売却益は充当させていただきましたので、それについても残りの跡地を売却することの充当益を入れまして、何とか使用料については抑えていきたいと思っています。

ただ、機能強化を図るということですので、今のままと同じ金額ということではございませんので、そのあたりについては先ほど言いましたように事業者と一緒にしまして、どういう整備をして、どれだけの事業費がかかって、この使用料だからやるのかやらないのかと、また見直すのはどうなのかということ考えているところでございます。

○委員（西 ただす） ちょっと今やっぱり心配になったんですよね。事業者と相談する、機能強化、よくなったからちょっと上げるという、市営住宅でもよくある話ですよね、エレベーターついたから上がったとかね。やっぱりそれで利用できないような事業者が出てきては困るわけですよね。そこについてと、あとは国の交付金というふうに言われたんですけど、これ金額が増えたからその分交付金が多くもらえるということですか、いかがですか。

○碓永経済観光局中央卸売市場運営本部長 国の交付金ですので、当たる場所が決まってくるので、それによって変わりますから、今増えるかどうかというのはちょっと難しい。逆に既存施設を一部が抜けたことで減ってしまっている部分もございまして、これは当然これから国とのお話し——協議になりますので、今、額がどうなるかちょっと明確にはお答えできません。

もう1点、使用料の話、これからの話ですよね。皆様、当然、事業継続を前提にということでおっしゃっていますので、そのあたりお互い情報交換をしながら進めていきたいと思っています。

○委員（西 ただす） まとめますけども、やっぱり少し心配な面がいろいろ出てきているなというふうに思うんですよね。やっぱりその金額が上がったから使用料が上がって、それによって相談はするけどというふうに言われているんですけど、そこで事業者がどうなるのかなということもそうですし、交付金が別に上がるわけでもないみたいな話で、それはそうかもしれません。

やっぱり、それが新たな負担となって市民負担になっていく。繰り返しになりますけど、やっぱり当初との計画があまりにも違い過ぎるということで、こういうことをされるともとの計画自身が、1回1回議論しているのが、これまた変わるん違うかという話になってしまいますから、やっぱりそこはこういったことが行われるということは、やっぱり問題だなと思いました。以上です。

○委員長（山本のりかず） 報告事項について、他に御質疑はございませんか。

（なし）

○委員長（山本のりかず） ないようですので、それではこの際、経済観光局の所管事項について御質疑はございませんか。

○委員（五島大亮） 今、中央のことでいろいろあったんですけども、その予算措置で大変な中ではあるんですが、この計画見直しによって、令和9年に事業完了ということで、これは着実に進めていただけたらなという中でなんですけど、私がちょっとお話ししたいのは、西部市場食肉センターの件でして、こっちは平成8年に完成をいたしまして、27年かな、経過をしているところになっています。先ほど60年使うんやみたいな話もあったんで、まだまだやないかという話ではあるんですけど、老朽化が進んでいるというふうには聞いております。

この食肉センターなんですけど、神戸にとって旗印になっている神戸ビーフ——但馬牛のこの流通の拠点となっております、これは機能は現状を絶対維持しつつも近隣都市との市場競争にも負けないように、世界への輸出を見据える中で、さらなる機能の強化、それから取扱量の増加を図るべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○確永経済観光局中央卸売市場運営本部長 委員御指摘のとおり、西部市場につきましては平成8年で、丸20年たっております。かなりやはり老朽化が進んできているのは事実だと思います。

もう1点、おっしゃっていただいたように、西部市場ですけども、去年の実績でございますけども、牛で特に神戸、黒毛和牛の雌をすごく特色にしておるんですけども、こちらが約1万1,749頭、これを中心にやっています。豚で1万6,103頭ということで、しかもこれ前年度を上回った実績を上げております。さらに兵庫県産の但馬牛の出荷頭数でございますけども、これちょっと年度があれば4年の8月から5年の7月のこの1年間でございます。こちらは県内の処理施設の中で2,600頭ということでトップを取っております、1位ということでございます。そういう意味では神戸ビーフとか但馬牛をはじめ黒毛和牛の流通拠点ということで、高く評価されているというふうに思っております。

また、輸出の実績につきましても、この令和5年の4月から12月までの9か月間ですけども、これまで最高輸出が令和3年で30トンだったんですけども、これを超えていますので、結構輸出のほうも、今、台湾中心でございますけども、伸びているという状況でございます。

ただ、施設が老朽化しているとか古いということで、この処理方式で牛と豚が同時のラインになってしまっているということと、設備がステンレス仕様ではないということで、輸出においての輸出基準——欧米とかシンガポール、香港とのその基準に合っていないということで、どうしても輸出先が施設的なハード面から制約を受けているのは事実でございます。

一方、県内でも姫路の食肉センターが平成29年に建て替えられまして、こちら民間が建て替えられたんですけども、こちらは本当に輸出型対応ということで牛だけをやっております。その中で、管外の販売力も非常に強化されているという状況でございます。

また、京都市も平成30年に築49年使用した食肉センターを建て替えておりますし、大阪でも令

和7年に築39年のセンターの建て替えを進めているという状況で、近隣の辺りが非常に輸出型の市場に対応できる形で建て替えしてきておりますので、非常に市場間競争が厳しくなっている状況でございます。

その中で、西部市場、今後とも産地から選ばれる市場として運営していくためには、やはり現地の特色であります黒毛和牛の雌を中心に伸びておりますので、そういう市場としての特色を伸ばすとともに、やはり御指摘のハード面での対応についても考えていく必要があると思っております。

ただ、先ほど委員もおっしゃいましたけど、老朽化しているといってもまだ27年ということで、他都市の施設から比べるとまだ新しい施設でございますし、平成8年に建て替えたときに100億円程度かかっておりまして、今の物価高騰の中でこの費用がやはりかなりかかるのではないかとということで、やはり今本場の再整備のほうで事業費をかけておりますので、直ちにこれに着手するというのは現状時点ではちょっと難しいのかなというふうに考えております。

○委員（五島大亮） ちょっとお聞きしたいんですけど、但馬牛2,600頭の実績がありますということなんですが、昔、私、先ほどEU向けについては西部市場では対応できないので、鹿児島に出しているというふうな話もお聞きしていました。そして、姫路に今回食肉センターが改修されたので、そちらから出ることのほうが多くなっているのかなというふうには思っているんですけども、姫路の最近の実績であるとか、姫路からの但馬牛——姫路からの但馬牛と言うとおかしいな、輸出——要は但馬牛を壊して但馬牛を輸出していたり、但馬牛の中から神戸牛がこんだけありましたということ輸出に回されていたりすると思うんですけども、この辺の数字っていうのは、今、何か資料ありますか。

○確永経済観光局中央卸売市場運営本部長 今、直近ではトップと言いましたけども、これ但馬牛の中も神戸ビーフに認定されると、またちょっと数が変わってくるんですよ。神戸のほうの令和4年の8月に2,600頭余りと言いましたけども、このときに神戸ビーフの認定が2,400頭余り。一方、姫路もトップと言いながら2,620頭ぐらいありますので、ほぼほぼ横並び程度になっていまして、こちらのほうが神戸ビーフの認定は2,433頭とちょっと多いんです。過去を見ますと、令和2年、令和3年でいきますと、やはり3年でいきますと圧倒的に姫路さんのほうが多くてですね、そのときには約400頭弱ぐらい差がついていたということで、たまたま今回、令和4年の8月は、神戸が何とか均衡を取れたということでございます。

輸出量につきまして、先ほど鹿児島のお話があったと思うんですけども、当然、私どものほうはサンキョーミートさんというのが鹿児島にありまして、そちらのほうでやられてて、あれは特別だったんです。基本的に神戸ビーフは基本的には県内での食肉センターで処理するということが原則でございますけども、当時まだ姫路がなかったということで、鹿児島のほうでやった分も認定されて出ていったということになっております。

ちなみに、神戸ビーフのあれですけども、ちょっと会社単位で、今、数字が出ていないのでちょっと申し訳ないですけども、圧倒的に欧米では、やはり姫路さんが断トツに抜けているというふうに思います。ちょっと今数字があれですけど。

○委員（五島大亮） 分かりました。かなり昔に聞いたことなので、鹿児島に出してそこから出しているというのは、何てもったいないことをやっているのかなというふうには思っていたところでして、今聞いたお話だったら姫路からほとんど行っているのかなというふうな感覚ではあります。また数字等がありましたら頂きたいなというふうには思っているところなんですけれども、そこ

を考えると、兵庫県レベルで言ったら近所の姫路と競争してどうなんというところはありますけれども、それでもやっぱり先ほどおっしゃったEU向けであるとか、シンガポール、香港に出せない、当然ハラル対応もできていないのかなというふうにも思ったりしますので、この分を取りこぼしている状況で、いわゆる解体と市場機能だけじゃなくて、それに伴う物流機能であったりとか、パッケージであったり、商品化のところの産業というのが市外に出てしまっているのかなというふうにはちょっと考えますので、この計画っていうのをですね、まだ27年でというお話があるんですけども、まあまあ時間がかかりかかるものではありませんし、将来の話にはなると思うんですけども、そのあたりの市内経済の取りこぼしが無いようにという面も含めて、何となくの考え方というのは整理していったほうがいいんじゃないかなというふうには思っています。そこだけ勘案して、最後ひとつ答弁をお願いいたします。

○**確永経済観光局中央卸売市場運営本部長** すみません、先ほどの頭数ですけども、圧倒的に和牛マスター——姫路が多くて、いわゆる神戸ビーフだけではなしにいわゆる肉の輸出ということですけども、同じ令和4年ですけども、867頭和牛マスター、姫路さんが出されているんですけど、神戸市は特にちょっと落ちていたときなんで、18トンというレベルなんです。そういう意味では本当に欧米諸国も含めた多種多様なところに輸出ができるのが非常にやっぱり違うのかなというふうに感じています。

先ほどおっしゃっていただいたように、確かに他都市の建て替えを見ますと、かなり、計画から10年ぐらいかかってしまいますので、そういう意味で考えますと、現時点では姫路の和牛マスターさんの食肉センターであったりとか、京都市さんが出来上がっていますので、そちらのほうの先進都市を見せていただきながら、後発として何かいい形でできないかというふうには勉強しているところをごさいますて、また、西部市場の中も建て替えてから変わってきています。場内いろいろありますので、そういう現状把握を進めている状況をごさいますて、そういう検討を重ねながら進めていきたいなというふうに考えております。

○**委員（五島大亮）** 最後1つだけ。姫路のお肉なんですけど、どこを使って海外に出ているかって分かりますか。神戸港に戻ってきて海外に行っているのか、それとも姫路港から行っているのか、もしくは高いから神戸空港から出ているのか。

○**確永経済観光局中央卸売市場運営本部長** ちょっとそこまでは私も分からないんであれなんですけども、基本的にはそういう食肉というのは——うちの話ですけども、私どものほうはいわゆる輸出業者、例えば伊藤ハムさんとかそういう方が輸出をされますので、私どもの整理としてはどういう形で流れて行っているかまでは押さえられていないのが事実なんです。

ですから、例えばさっき委員おっしゃったように神戸港から出ているのか、姫路からとか空港から出ているかというところまでは、ちょっとうちのほうで調査したことはないんで、一度また、まずうちのほうで一度確認はしたいと思います。

○**委員長（山本のりかず）** ほかに御質疑ある方いらっしゃるでしょうか。

○**副委員長（上島寛弘）** お願いします。

東灘区内の方からちょっと御相談を何回か受けていて、これ自体はそこまで神戸市の所管ではなかったんですけども、内容を言いますと、神戸市内、東灘区民の方で、事業は神戸市内でされていらっしゃる方で、毎年確定申告においてしていたと。かつて相談していた民商において——民商という団体ですね——御相談に行った際には、これなかなか帳簿もつけていなかったと。つけていなかったからどうしたらいいかという御相談をした際に、そのままちょっと井勘定で、

これでいいよということで、当然把握もされていらっしやらない方がもう適当な値段で、数値で書かれて——値段ではない、数値ですね——売上げとかも書かれて申告して、実際にそれで税がかからなかったと。その後、私も税理士さんとかもまた全然時間がたってから御紹介して、国税庁のOBの税理士も御紹介させていただいておりますので、適正な本来の税務申告というものを知られてですね、これもう過去のことやけどどうやったんやろうかというふうな話がございました。

そういったことで、なかなかこれは神戸市議員として御相談されても、これは本当に税務署にまさにこういったことがあったということを自ら言っていたくしかないんじゃないかというふうに申させていただいて、神戸市として何か対応というのはできないと。

そんな中で、灘区にある民商の元職員の方からも、いろいろ告発をいただきまして、これはユーチューブでも配信もさせていただきました。これは既にこれについてオープンにはなっておりますけども、コロナ禍で実施された持続化給付金等の事業者向けの補助事業もございまして、これに関して団体が不正申請に組織的かつ積極的に関わっていたというような内容の告発でございました。

このような不正の手口、これは国の持続化給付金であるというならば、これも参議院議員のほうにも情報提供して、その際にも私のユーチューブチャンネルでもまさに参議院議員が生配信で見られていましたけども、これは国会でも追及したいということと、内閣質問主意書においても質疑等々も踏まえた様々な取組をしてくださるというお約束もいただいたんですけども、神戸市の家賃支援事業においても同様に行われていたということ、この元職員さんが告発をされました。

これ具体的には神戸市の家賃サポートといえ、まさにコロナ禍でお困りになっていらっしやる方々がいらっしやって、家賃サポート緊急一時金というものが、神戸市としてはあの際対応されて、本当に経済観光局はじめ神戸市当局としては困っていらっしやる中小事業者の方々のためにされていた中で、一方でそういった不正が行われていたと。家賃の不正の内容に関して、私のチャンネルも見ていただいたら分かると思うんですけども、その方が赤裸々に告白されていらっしやいますので、で、そもそも2回されたんかな、この家賃サポートというのは、不正発覚を恐れてかなりこの点、2回目というよりも1回目結構そういう不正もあったというふうなことの御発言、御証言でございました。

そもそも、御相談に来られる方って、言いますと、今もちょっといろいろ教えて、その後も情報提供も頂いた中で読みますと、その元職員さんからの、賃貸契約自体がかなりうやむやな方も多いので、賃貸契約書がそもそもなかったという方とか、そもそも対象にならない契約、例えば事務所ではないけど、自宅——借家借りている方からしたら、自宅の、一応家は借りていますよね、持ち家じゃなくて家は借りているから、借家やから一応家賃を払っているようなことはあるから、でも全く仕事には使っていないけども、申告では事務所として使っていることにして、家賃を経費計上したというふうなところから、そういった契約書はあるというふうな感じで作られたり、そういった曖昧さをごまかすために本来の契約者ではない、要は持ち主、大家さんではないような方との相手先との契約書というものをあえて作ったりして、そういった情報も使って、本来ならもらえるはずではないけどもそういった不正な申請をしているような実態があったというふうな告発が、私のほうにもございました。

これ、神戸の市議員として、当然ながらこれが神戸市の事業においてそういった不正がある

のであるということ、元職員の方からの証言があるというのであれば、確かに元職員であることは確かでございますので、やはりそういったことがあるのであれば、やはりそういったことがあったのだろうというふうにやはり具体的なことも言われたから、やっぱりそこは私どもとしても、決算もそれこそかつて認定していますから、認定した責任としてそういったことをなおかつ今も神戸市民の方であり、そういったことを具体的に言われるのであれば、やっぱりここはきっちりそういった市民のそもそも税金でございますし、不正な申請がなかったかということ調査していただかなくてはならないと思います。

かつて垂れ込み等々があったら、経済観光局は真摯にそれは取り組んでそういった不正発覚、不正をきちんと、それこそ情報提供あったりしたら徹底して調査もされて、そういったことがないように、かなりそういったこともされていたことも存じ上げておりますけれども、なかなかその1回目とかは急いで、とにかく困っていらっしゃる方に早く届けなきゃいけないということもいろいろあったからこそ頑張ってくださいというふうにも思っておりますけれども、そういったことが改めてそんな証言が、コロナ収まってこの後ございましたので、この点についてきっちり調査していただきたいというふうに考えてございますけれども、この点、経済観光局としていかにお考えか、御答弁をお願いします。

○委員（西 ただす） 委員長、議事進行。

○委員長（山本のりかず） 先に大畑局長の御答弁を聞きます。

○大畑経済観光局長 御答弁を申し上げます。

今、副委員長のほうからお話ございました、我々もコロナの中で非常に困っていらっしゃる事業者の方の事業継続を支えるという形で、様々な補助金というのを実施をいたしました。今、具体的に御指摘がありましたのは、私どものほうが行いました家賃サポート緊急一時金というこの補助金申請に当たって不正行為があったのではないのかという御指摘というふうに受け止めます。

我々もこの補助金の申請に当たっては、この不正のない旨を申請書として提出をしていただき、先ほどの賃貸借契約の写し、あるいは家賃を家主にきちんと払ったというその通帳の写し、あるいは領収書の写し、それから売上げが確かに減っているという売上状況を示す書類、こういったことを複数の書類で整合性をチェックをしながら不正受給が絶対あってはならないという認識の下で、我々関わっている職員もその書類の不備、あるいは不整合があるものにつきましては、追加で資料の提出を求める、あるいは実際に現地に店舗が存在しているのかということを実地に見に行く、こういったことも行ってまいりました。

それから、その調査にも応じていただけない場合には、不認定という形で行いまして、この一定の審査基準に従いまして、我々としては適正に交付決定をしたというふうに考えてございます。

実際にはこの家賃のサポートの緊急一時金の場合も申請件数というのが4,200件余りございまして、実際に認定いたしましたのは3,600件余りということで、この差の600件というものは、やはり何か不都合がある、あるいは取下げという形ではじいたものでございます。

ただ、御指摘のように先ほど言いました提出書類等の写しということでございますので、この写しの書類の偽造が行われたということになりますと、これを防ぐためにはやはり契約書の原本、あるいは通帳の原本、こういったものと照らし合わせて確認をするということが必要になってまいります。

しかしながら、コロナの状況の中でございましたので、対面の窓口によって書類を持ってきて

いただくという方法ではなく、できるだけ早くに事業者の方の負担も少なく申請ができるということで、オンラインの申請、あるいは郵送の申請という申請方法で行ってまいりました。

そういった意味で、原本ではなくこの写しの提出をいただくという方法を取ったわけですが、そのときの事情に鑑みればそうせざるを得なかったというふうには考えてございます。

しかし、このようなコロナ禍の中での申請というこういった事情に、それを逆手に取ってと言いますか、それを逆手に取ってこの書類の写しを偽造するという行為は、これは極めて悪質なものだというふうに私は考えております。

これまでも、先ほど副委員長からお話ございましたように、具体的な不正受給を疑わせる情報があった場合には、個別に事実確認をし、犯罪事実が確認できたものに関しては刑事告訴を行い、実際に逮捕に至ったケースもございます。

今回、お話ございましたように、組織的に書類を偽造したというようなことであれば、これは極めて悪質なものであると私も考えてございますので、到底看過できるものではございません。我々としてもこの不正の事実の確認のために必要な調査というのはしなければならぬというふうに考えてございます。

具体的にどのような調査方法でするかという部分に関しましては、先ほど情報提供があったというふうにお伺いしていますので、我々もぜひ詳しいことをお伺いしながら、実効性のある調査というのをしていきたいと考えてございます。（発言する者あり）

○副委員長（上畠寛弘） 今指名されましたので、私に発言権があります。（「今ね。」の声あり）

今、私が指名されましたので、私に発言権があります。（「委員長。」の声あり）

委員長職権に基づいて議事整理をされて私を指名されましたので、私に発言権があります。私はそのまま、今質問を続けます。よろしいですか。

○委員長（山本のりかず） 西委員、後から。

○副委員長（上畠寛弘） 今、質疑中ですよ。共産党は質疑を侵害するのですか。質疑権を侵害するんですか。私が今質問しているの、質疑が侵害されるんですか。おかしくないですか。私は今質問中で、この答弁のやり取りの中であなたがその発言をされたら分からなくなるじゃないですか、議事録に載ったときに。それを邪魔されるということですか。

○委員長（山本のりかず） 西委員、後から聞きますので、ここは落ち着いて冷静に。

○委員（西 ただす） いや、冷静……

○副委員長（上畠寛弘） あなたのことでないでしょう。

○委員（西 ただす） 当然です。

○副委員長（上畠寛弘） じゃあ今質疑の邪魔をしないでください。（「委員会の。」の声あり）
委員長、質疑の邪魔させないようにしてください。

○委員（西 ただす） 委員会の流れ……

○副委員長（上畠寛弘） 流れが分からなくなるから今質疑をそのまま続行させてくれって言っているんですよ。

○委員長（山本のりかず） 西委員、後から聞くので、今、上畠副委員長が質疑しているの、少し御静粛をお願いいたします。

○副委員長（上畠寛弘） ぜひですね、この情報提供者の方もですね、本当にるるきちんとお話ししたいと言っておりますし、まさに元職員であったからこそ、そういったことに結果的に関与してしまったことについても後悔もされていらっしゃると思います。ただやっぱりそれはそれとして、き

ちんと是正していただいて、市民の税金ですから、これが不正に取られているのであれば、やっぱりここは正さなくてはならない。税金ですからね。本来弱者の味方であるこの制度が、そういった不正を行うようなものに使われているということはゆゆしき事態でございますので、この点については、今、局長、力強い御答弁をいただきましたので、しっかりやっていただきたいと思っておりますし、もう私、この件についてツイッター等においてもユーチューブにおいても、この点は注目している旨、発信もさせていただきますけども、本当に今年入ってから合計で大体700万アクセスぐらいあるんですよ。かなりの注目をされています。まさに国会議員のほうも注目されていますので、全国的規模においてもそういったことがないかということは、その国会議員も質疑をしたいというような旨でございますから、やっぱりこれは神戸市のきっちりとした取組が注目されておりますので、まさに元職員が証言されていると。あとは東灘区民にそういったような税務申告でそんな井勘定でいいんかというような、本当に切実な願いでね、今、私の質疑を妨害をされましたけども、そういうことはやっぱりやめていただきたいです。

そこで、多分知っていらっしゃる方ですよ、後で教えますけど。そういった方からも御相談を受けているんです、どうしよって。だからこそ、しっかりこれはやらなあかん。切実な区民の願いを受け止めて取り組むのが市の役目ですよ。いつもそういうこと言っている政党あるじゃないですか。だから切実な、私は区民の願いや区民の思いを受け止めて、しっかり追求して、そして税金を取り返して、本来あるべき弱者の皆様に使われるべき福祉にちゃんと回さなあかんと思っています。

以上です。よろしくをお願いします。

○委員（西 ただす） 今、お話があったんですけど、今の話っていうのは、あたかも確定した事実として団体を批判する内容になっていたというふうに思うんですね。市会会議の規則第43号には、議員は質疑に当たって自己の意見を述べることはできないとされています。今の話は……（発言する者あり）

こちらがまだ言っている途中でしよう。（発言する者あり）

名誉を毀損するものになると。告発やというふうに言われるんですけど、伝聞で聞いたことで、それで団体名も出してやること自体は問題だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。だからこの団体名を出すこと自身が問題だと思います。

○委員長（山本のりかず） 当局に聞く場なんで、ここは……。

○委員（西 ただす） いや、委員長としてこれを、この問題で質疑するということは、やっぱり問題だと思うんですね。伝聞で特定の団体を出すということになれば、やっぱり議会のルールに反すると思うんです。今も議会で、例えば今もね、陳情の受理について議論されていますけども、受理の判断基準の中で特定の個人や団体等の名誉を毀損し、または信用を失墜させるおそれがあることは不受理というようなことで議論されているわけですよ。それが今の議論で言うたら特定の個人や団体等の名誉を毀損し、または信用を失墜させるおそれがある議論が行われ、だからこそこれは議論としておかしいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（山本のりかず） 西委員、この場合は神戸市に関する、経済観光局に関する事項を副委員長が言っていますので、それはまた別の話ですので、西委員は今、当局に関する質疑をこの場でしていただけますか。

○副委員長（上島寛弘） 断定的に言っていますけども、断定的に言っていないですよ。証言を基にこういった告発があったと、私別にそれを事実として言っていないよ。まずその証言が

あつてんやったらちゃんと調査して、ちゃんとたださなあきませんよねと。

今、その西委員がその陳情の基準を見直されていますというふうにおっしゃっていましたが、今、共産党、その陳情の見直し反対していませんか。していない。今のその見直しでいいということ。それ市会運営委員会の理事会に私、直接出席していませんけども、その陳情の見直しの基準について、西委員はそれでよいというふうなところで、今そちらを基におっしゃられましたけど、そういうことなんですかね。

○委員（西 ただす） そこで議論する気はないんですけど、それ自身は自民党さん自身も出されていることじゃないですか。（発言する者あり）

まだ言っている、私が質問している、言っている。だから議事の進行に関してですよ。やっぱり今も言われたけど、断定できないんだっていうようなことで、団体名も出してこの場で発言するということが自身、この委員会の規則から言っても問題があるんじゃないか。だからそういった形での質問は、議事進行上問題があるんじゃないかということと言っているんです。

○副委員長（上島寛弘） だから、断定的に言うてへんて。信憑性の高い証言であれば、当然ながらそれを採用して、そして神戸市会議員の職権に基づいてきっちりと市政をただすというのは、これは妥当な権限の行使だと思います。ここにおける委員会の——その委員会規則のことを引用されましたけども、委員会規則に違反しているかどうかの一次解釈権は委員長職権、委員長にありますよ。その職権に基づいて私は質疑し、再質疑もさせていただきました。それで要は打ち切りさせたいの、質疑やめさせたいの、自民党もそれ提案しているという、それあくまで陳情でしょう。陳情はそれ市民になります、市民外の人もこれ出されていますよ、陳情の話ですよ。陳情に関してはそれは市民の皆様のごことで、今、市会運営委員会のほうで、独立した市会運営委員会で行っているわけですよ。ここも独立した経済港湾委員会、今それ何も議会として決定しているわけではないですし、そもそも私は別に陳情で言っているわけ違うんですよ。神戸市会議員として、この経済港湾委員会でも市民の信託を受けて、そしてその市民の方からまさに相談を受けて、それでやっているわけですよ。それを私としてはこの委員としての職責を果たすためにやっているわけで、明らかに名誉毀損をするつもりでもないです。これに関しての構成要件を満たしていますか。今、名誉毀損と言ったんですか。私、構成要件満たしました。刑事的な構成要件、民事的な構成要件を満たしたということ、どちらかですよ、名誉毀損って。どちらのことを今おっしゃられたんですか。名誉毀損と私に言ったからにはそこまでの構成要件を満たしている旨を判断するだけの材料があるんですよ。私も名誉毀損の裁判、幾らでもやっておりますから分かりますけども、そのことの評価を含めて私に名誉毀損したって言ったんですね。それ自体も名誉毀損ですよ。どうなんですか。

○委員長（山本のりかず） 西委員、ここはあくまで経済観光局関係の所管の質疑をする場で、これはこの場で議論し合うにふさわしくありませんので、市会運営委員会、どこか別のところでまた御提案というか発言していただければと思いますので、今はだから当局に質疑する内容を西委員は今おっしゃっていただければ。なければ質疑はこの場で終わりたいと思いますので、また別の場で意見があればおっしゃっていただきたいなと思います。

この場はあくまで経済港湾委員会の経済観光局所管の当局に対する質疑ですので、この議論をすると時間が——議員間の質疑をすると時間が足りませんので、御理解いただければ幸いです。

当局に対する質疑でよろしいですか。

○委員（西 ただす） 一言だけ。基本的に委員会のやっぱり進め方っていうことが御自身もここ

では、今現に議論されていることであるんだから、そこについて問題があればそこで言うというのがやっぱりルールだと思うんです。だからこそ私は問題だと思ってそこは質疑しました。

今言われたとおりであれば、議運の場である、そういったところでもまた言っていきたいというふうに思います。

質問していなかった件があるので、それやっていいですか。

すみません、ほんなら当局のほうに質問したいというふうに思うんですけども、1つはこの間議論していますけど、御影などでの高架下の商店街の支援という、商店街への問題ということなんです。ちょっと限定して聞きたいんですけども、阪神の高架下の耐震化に伴うということでの出ていってくださいということが言われているわけなんですけども、神戸市自身もそれは聞いているんだというふうに言われたんですけど、じゃあその耐震化が必要だというのは、一体誰に聞いてそうだと判断されたのか。阪神であるのか国交省であるのか。どういった話でそこを判断されているのかお聞かせいただきたいと思います。

○井原経済観光局局長 阪神御影の高架下の件ですけれども、私ども阪神電鉄関連の方からも直接お聞きをしまして、そういった話合いの中で耐震改修工事の必要性があるというふうに我々聞いておるところでございます。

以上です。

○委員（西 ただす） 私は、国交省のほうに電話して聞いたんですね。一言で言うと歯切れが悪かったです。はっきりしていたことは、そこで言われたことね、国交省としては阪神電鉄の線路のどこが地震になったら危ないって指定したわけではないというふうに言われていました。耐震化のことで重視するべきところで、乗客数の話とかそういうことは、一般的な話はされたんですけど、阪神側が言ってきたようなことで耐震化の補助金をつけるということにはなるんだろうなと言うてんですけど、やっぱりですね、結局国としてそれを調べてということじゃなくて、阪神側がこういったということで決まっている。ここの認識は間違っていないですか、お話ししたとき。いかがですか。

○井原経済観光局局長 阪神からは、そういう今回の耐震改修工事につきましては、国土交通省とも話をし、そういう補助金等についての話もしているというふうに聞いてございますし、やはり地震についてはいつ何どき起こるかも分かりませんので、早くに対応したいという気持ちも理解するところでございます。

以上です。

○委員（西 ただす） やっぱりそこはどういう話を聞いているのかということの方が大事だと思うんですね。前回の答弁を聞いていますと、今回、阪神電鉄として耐震改修工事ということで、これは非常に重要な必要な工事であると思っているということを言われてた。今営業されている商店街等でございます、どちらかの肩を持つことはできないというふうに言われたんですけど、一方で商店街の大切さっていうのは大分その前に議論をしました。それも言っていただきました。でも、どうしても耐震化が今必要なんだというふうに、だから肩を持たないというふうに言われたんですけど、阪神にはここはこういう旅客数がおって実際にここにはそれで重量も含めてですよ、ほんで人数での生命の大事さということも含めてでしょうけど、実際ここが危ないんだというふうな、そういうふうな具体的なお話では聞いていないんですか。こういう基準に基づいてだと。

○井原経済観光局局長 委員のおっしゃっていることとどこまでかみ合うかっていうのはあるんで

すけれども、何分古い高架橋ですので、大地震の際に崩壊する危険性があるということで、早急な補強が必要ということで、具体的に補強の工法といたしましては、高架橋の柱の周囲に鋼板を巻き付けるというような工法で耐震補強を行うというふうに聞いてございます。

私ども、そういった耐震補強の専門家ではございませんので、我々のほうでその耐震補強を判断するとか、我々はそういったところまでは、そういった権限といいますか——は持っていないというふうに認識してございます。

○委員（西 ただす） 聞いているのは、それはその何て言うんですかね、技術的なところで判断できないということを言われているのかなと思うんですけど、その具体的な内容でここがどれぐらいの人の重量があつてこの部分が危ないんだというような、具体のここがこうだつてというような話で聞いているんですか。そこはいかがですか。

○井原経済観光局部長 具体的にどの場所がどのような危険があるといったことまでは聞いてございません。

○委員（西 ただす） あのね、耐震化工事そのものは当然より安全なものを造つてというのは、私もそうだと思うんです。ただ、このタイミングで結局戻つてもこれないという条件で、結局形としては追い出しになるわけですね——でやると、この1～2年だと、国交省の補助金が狙いやつたら、私は本末転倒だと思いますし、やっぱり1～2年で急にやらなきゃいけないということ自身も、やっぱりそれ神戸市としては言われているからということでは判断ができていないというふうに思うんですね。

そうなつてきますと、前回は議論しましたけども、その商店街というものの自体の大事さというのはよく理解している。しかし耐震化は要るんだということになってきたときにですね、実は以前も阪神側と——これもちょっと言いましたよね、旨水館の間に3店舗ないし4店舗ずつ工事していけばお店も出ていなくていいよねと、耐震化もできていいよねということが数年前に議論があつたということで、その話自身は阪神とも話した、聞いたんですか、話をして。それについてのそういうやり方があるんじゃないかという話はされたんですか。

○井原経済観光局部長 阪神電鉄と御影市場の話ですけれども、これにつきましては、市場としては阪神電鉄との間で土地の賃貸借契約を締結し、これまで長く営業を続けてこられたということでございます。ですから、今の状況につきましては、市場としても大変驚いているということは、我々もそういった気持ちも理解できるところでございます。

現在、その立ち退きに係ることにつきましては、訴訟が提起されていますので、そこはもう実際にそういう裁判になっているということですので、我々としては特にその具体的にその内容についてはコメントは差し控えたいというふうに思います。

○委員（西 ただす） 結局ね、どうやったらそれぞれ市場、商店街を守れるか、その個別の家も含めてなんですけど、それを私は大事だと思つてきたんですけど、やっぱりそれは経済観光局だつて一緒なわけですよ。そのときに、例えばもっと言つてしまうと、耐震化の問題つていうのは、数年どころか10年ぐらい前から話があつたんですよ。そのときやつつたらもう耐震化終わっているわけですよ、時間かけてね。そのほうがはるかに安全だということですよ。そういったことを考えたときに、今回いきなり強引に出ていってくださいというのを条件でやり出したと。それをやらへんかったら残れたはずじゃないのかという話になってくるわけですね。

そのときに、だからやり方自体では耐震化もできますし商店街も守れる、両方の立場でも両立するつていうふうに思うんです。そういうふうに両立できるようにつていうふうな思いはないん

でしょうか。確認です。

- 井原経済観光局部長 御影市場の建物につきましては、高架下にあります、いわゆる高架下のそういった部分と建物が一体化していますので、耐震補強工事については高架下の建物の解体が必要になるというふうに聞いております。

以上です。

- 委員（西 ただす） 聞いておりますですけど、だからそれ、結局阪神側の話しか聞いていないということ言われたようなものです。これはもう質問しませんが、だからもともと3～4軒ずつずらしてできるという話を、それ阪神側と話していたんですよ。それが条件が変わったからこんなおかしなことになっている。それしていたら、その下の工事をしてても別に全部出ていかへんでも順繰りにできるということまで分かっているのに、それ自体がやっぱり本当の意味でこの働いている人たちを守るのかってということになると思うし、神戸市としてもそうあってほしいというふうに思っていますので、引き続き必要なことは言っていただきたいというふうに思います。

もう1点。次に、トーホーストアの件についてお聞きをします。

この間、神戸市及び未来都市機構とトーホーとのやり取りについての公文書公開を求めました。その中で、市としても未来都市機構の姿勢も大分出てきました——のり弁でしたけどね、分かったところがありますし、こちらが言ってほしかったということも言ってもらった点もあります。

例えば閉店後の対応についても、後継はスーパーであってほしいという姿勢で対応されていたということ自体は非常によかったと思うんです。また、地域住民の利便性向上、地域コミュニティーの活性化につながる活用方策を検討していただきたいというふうにも求められていました。

今の段階でこういった求めていたことはどの程度達成できているというふうに思われているのか、途中で今の評価、考えをお聞かせいただきたいんですが。

- 井原経済観光局部長 トーホーストアの件でございます。トーホーストアにつきましては、昨年8月に店舗を閉鎖するという話がございます、その後、神戸市としては昨年11月にトーホーストアに対して、先ほど委員がおっしゃったような形で要望書を提出したところでございます。

その後、トーホーストアのほうから11月28日ですけども回答をいただきまして、雇用の確保が最優先事項で取り組んでいるであるとか、後継テナントについても最大の活動を行うとか、そういったことで伺ってございます。

今、いろんな形でどこの店が閉店になるとか、どこどこが後継店舗がどうだというふうに随時決まり次第トーホーさんのほうでホームページ等で発表されているところでございます。そこは評価をどうするかというのはなかなか一概には言えないところかなというふうに思っています、やはり消費者の数だけいろんな声があると思いますので、この場で私どもが今の時点でどうだというのは差し控えたいと思いますが、一方で今現在もまだ後が決まっていないところについては、努力をされているというふうに聞いていますので、期待をしたいというふうに思っています。

ちなみに、トーホーストアのほうでスーパー事業廃止を発表したのが10月の23日ですので、特にそれ以降、いろいろそのトーホーストアさんのほうで頑張っておられるというふうに思っています。

以上です。

- 委員（西 ただす） 公開された文書を見ても、トーホーストア——トーホーのほうの返事も後継テナントにつきましては地域の皆さんの利便性向上や活性化につながるようにしたいというふ

うには言われています。全部の閉鎖店舗で後継テナントが見つかるか不明ですが、最大の活動を行ってまいりますというふうに言われているんですね。これは全部後継テナントをとというふうに私たちが求めていきたいと思うんですけど、一方で、例えばトーホーは黒字であるというふうにも言われている。なぜ店舗を閉鎖するんだという声も出ているんだというふうなことも言われているんですけど、それについてはどう思われているんですか。

○井原経済観光局部長 それぞれの企業については、それぞれの経営戦略の下でいろんな事業を進められていると思いますので、トーホーグループもしくはトーホーストアさんでどのような選択をされるかというのは、やっぱりそれぞれの判断で行われているというふうに考えてございます。

○委員（西 ただす） 今話を聞いていると、11月21日の段階でトーホー側からの話があったってー28日か、やり取りして、返答を待ってということなんですけども、それ以降、大きなところで1月31日に神戸で閉鎖が言われていた店の一部が東灘のスーパーの系統のところの後継になったとかいったことも分かっているんですけど、やっぱり局としては、様子見になっているというふうに思うんですけど、それについては、11月28日の後に質問したら、もうちょっとまだ時間がありますからというふうに言われているんですけども、やっぱり時間がたっているわけですよね。その中でもう一回アクションとして起こして、どうですか、後継テナントのほう見つかりましたか、協力できることがあればしたいんですけどみたいな話はどうでしょうか、いかがですか。

○井原経済観光局部長 先ほども申し上げましたが、11月21日に神戸市としては要望を出しまして、28日にトーホーストアのほうから最大の努力をするというふうな回答をいただいています。その後も、トーホーストアのほうからいろんな発表があって、例えば1月の31日付ですと、一部スーパーに譲渡するというようなニュースも出てきていますし、今現在も努力をトーホーストアさんのほうでされているというふうに認識をさせていただきます。

○委員長（山本のりかず） 西委員に申し上げます。

答弁が同じような内容になっていますので、まとめてお願いいたします。

○委員（西 ただす） この神戸の状況で言うと、コープの撤廃もあって、それこそ地域住民の利便性向上、地域コミュニティの衰退に結びつく状況だと思うんですね。それを回避していくには、やっぱりどの地域に買物ニーズがあり、どういった年齢層が住んでいるかを基に考える必要があると思います。

今、神戸市自身が人口減少したらどうなるのかということはかなりいろいろ言われてて、どこでどういう人が住んでいるのか、あるいは交通状況も含めて調査なんかをしているわけですよね。本来、それっていうのはまちの中で暮らす市民の生活に反映していくことが必要だと思うんですね。だからどこにどういうお店があったらいいとか、そういうことも含めて、そういったことを研究しながら、ここはお店があって雇用の面もこの局では関係していますし、雇用の分もあるし、買物環境も守るためには何ができるかということも、考えていかんとあかんと思うんですけど、そこはいかがでしょう。

○井原経済観光局部長 店舗の出店に関する計画みたいなお話かと思いますが、まず1つは食品スーパーに限らず企業が店舗出店するに当たっては、それぞれの企業がマーケティング調査などの結果を踏まえて計画をして出店を判断されるというふうに考えてございます。その1つ1つの判断になかなか自治体のほうで関与できるものではないというふうにも認識してございます。一方で私どもとしては、地域に根差した商店街、市場に対する支援は従前からやっておりますし

て、今後もしっかり支援させていただきたいというふうに思っています。ハードの整備もしくはソフトの関係、様々な面でそういう支援をさせていただいておりますけれども、やはりそこは取りも直さず地域コミュニティの活性化ということにもつながりますので、その点については引き続き支援をさせていただきたいというふうに思っております。

- 委員（西 ただす） まとめますけど、やっぱり今神戸というまちをどうしていくのかということが大きく問われているわけですね。人口減少もして行って、いろいろたくさん大きなものつくけど人口減っているというような問題もあって、一方で身近なところの商店がなかなか大変で、それで地域の人たちが不利益を被るという状況で、この局としても地域住民の利便性向上や地域コミュニティの活性化につながる、そういう活用方策を検討してほしいってトータルのはうには求めているわけですから、やっぱりそういう姿勢が局としても求められるというふうに思います。ぜひそういう立場で頑張ってくださいなと思います。

以上です。

- 委員長（山本のりかず） ほかに御発言のある方いらっしゃいませんか。

（なし）

- 委員長（山本のりかず） 他に御発言がなければ、経済観光局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際暫時休憩いたします。

午後2時より再開いたします。

（午後0時59分休憩）

（午後2時0分再開）

（文化スポーツ局）

- 委員長（山本のりかず） ただいまから経済港湾委員会を再開いたします。

これより文化スポーツ局関係の審査を行います。

それでは、議案2件について、一括して当局の説明を求めます。

- 宮道文化スポーツ局長 文化スポーツ局長の宮道でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案2件につきまして御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

お手元の経済港湾委員会資料の1ページを御覧ください。

予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち、文化スポーツ局関係分につきまして御説明申し上げます。なお、金額につきましては、1万円未満を省略して御説明いたします。

1歳入歳出補正予算額一覧を御覧ください。

表の下段、合計欄にございますように、歳入合計4億4,800万円、歳出合計4億9,557万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

2歳入予算について御説明申し上げます。

内訳でございますが、第18款国庫支出金、第2項補助金、第11目教育費補助において1億1,500万円を、表の中段、第21款寄附金、第1項寄附金、第2項その他寄附において1億7,000万円を、表の下段、第25款市債、第1項市債、第8目教育債において1億6,300万円をそれぞれ増額しよ

うとするものでございます。

3歳出予算について御説明申し上げます。

第3款市民費、第1項市民費、第1目職員費においては、給与改定に伴う補正のため3,000万円を、第3目文化財費においては、旧山口邸の取得に係る国庫補助の増額措置に伴う補正として、文化庁の補助事業において令和5年度中に補助金が増額交付される見込みとなったため2億3,000万円を、第9目スポーツ振興費においては、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の開催支援として御寄附いただいたふるさと納税等の寄附金を神戸市市民スポーツ振興等基金へ積み立てるため1億7,000万円を、第2項施設整備費、第1目施設整備費においては、中央図書館照明改修工事に伴う補正のため、6,557万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

2ページを御覧ください。

4繰越明許費について御説明申し上げます。

第3款市民費、第1項市民費及び第2項施設整備費において記載している11事業につきまして、それぞれ工程調整等のため、合計21億3,238万円を令和6年度に繰り越そうとするものでございます。

5債務負担行為を御覧ください。

垂水図書館、北図書館の指定管理に係る費用について、それぞれ限度額を定めようとするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第83号議案指定管理者の指定の件（神戸市立北図書館ほか）につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、北図書館の指定管理者として、大新東グループを、垂水図書館の指定管理者として神戸新聞・TRCグループを令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間、指定しようとするものでございます。

4ページ以降に参考資料を載せておりますので、後ほど御覧ください。

以上、議案2件につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（山本のりかず） 当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち文化スポーツ局の関係分に関して御質疑はございませんか。

○委員（西 ただす） 一言だけというか、今回も補正予算に旧山口邸が大きな割合で含まれています。この間の委員会でも山口邸の取得そのものを否定するものではないんですが、王子公園にあった旧ハンター邸の移転と併せたものになっていたというところで、その移転にも反対の声もありましたし、王子公園の再整備の一環ともなっているということでもあったので、この点はやっぱり認められないかなと思います。

ただ、35号議案は他局にもかかっていますので、港湾とか経済観光のところで災害対策なども必要な事業もありましたので、全体的には賛成しようと思っています。

以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方いらっしゃるでしょうか。

（なし）

- 委員長（山本のりかず） 次に、第83号議案神戸市立北図書館ほかについて、御質疑はございませんか。
- 委員（西 ただす） これも繰り返してきた図書館の問題ですので、質疑はしませんが、社会教育施設として存在する図書館というものが、やはり私たちは市民サービスに対して責任を公が持っていかなければいけないという点から、指定管理になじまないという点で賛成できないということだけ表明しておきます。
- 委員長（山本のりかず） それでは、この際、文化スポーツ局の所管事項について御質疑はございませんか。
- 委員（諫山大介） 神戸海軍操練所遺構についてです。港湾局のほうにも質疑をさせていただいて、局長のほうからは保存も含めた前向きな思いをいただいたんですが、こちらですね、文化スポーツ局としてはどういった形にしたいのかをお伺いいたします。
- 宮道文化スポーツ局長 午前中の審議、私どもも聞かせていただいております。港湾局長から文化財保全技術と活用しながら文化スポーツ局と調整していくということで、答弁がございました。
- 私ども、今回発掘踏査で発見されました遺構に関しては、私どもとしても神戸市の発展過程を考える上で極めて貴重であるというふうに考えてございまして、これまでも海軍操練所等の創設から神戸開港の一丁目一番地のような場所でございますので、港湾局と諸所調整をしまして、今後、どのような形で分かりやすい展示ができるのか、港湾局長からも答弁ございましたように、文化財の保全技術もしくは文化財をどのように見ていただくのかという技術、そういったことを含めて協議を進めてまいりたいと考えてございまして。
- 委員（諫山大介） まず、海岸線、海岸沿いで海水が入る可能性もあるということで、保全そのものの技術の難しさも現地の調査でお伺いしました。そして、平城京跡地みたいにだだっ広いところで見せるだけではなく、どうしてもウォーターフロントの機能の一部を要する土地でもあろうかと思っておりますので、当然その開発と今度は保全の関わり——兼ね合いですね、難しいと思うんですけども、レクチャーのときにもお伝えしたんですけど、静岡市歴史博物館は上手に現地を見えるような形にしておりましたので、あとは建物の構造とか非常に難しいものがあると思うんですけど、ぜひですね、港湾としての遺跡としても第1級品のものだと思いますので、敬意をもって保存と観光資源の見せ方を含めて、ぜひ前向きな協議をしていただきたいと思います。最後、お願いいたします。
- 宮道文化スポーツ局長 委員から御発言いただきましたように、見せ方ということと私どもとしては文化財の保全と活用というのをしっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。そういう意味で、これが開発をされた後どのような形で展示がされるのかというまでの間、若干時間的なギャップが生じようかと思っております。
- 今、広報戦略部と一緒にこの海軍操練所と神戸港の歴史を広く知っていただくための映像を作っておるところでございまして、このようなものを、例えば京町の大きな2号線を渡る手前に市立博物館がございまして。ここは1階が無料になってございまして、こういったところで流す、神戸港の歴史を知っていただく、このようなことも含めて、しっかりと楽しみをもって展示を待っていただけるような形を考えてまいりたいと思っております。
- 委員（諫山大介） 市立博物館の件、質問のとき頭になかったんですけども、恐らくすぐそばにありますので、訪れた人がついそこに行ける仕掛けづくり、そのままウォーターフロントも回遊

できると思いますので、いろいろなアイデアが広がるとと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（山本のりかず） ほかに御質疑ある方いらっしゃいますでしょうか。

○副委員長（上嶋寛弘） ありがとうございます。

六甲アイランドの日展の御案内、今回もいただきまして、本当にこれは大変ありがたく思います。宮道局長もこちら、以前、東灘区の議員団会議においても御報告いただきました。これ、向こうの大阪において開催していた事情があつての今、一応臨時的なものだというふうには伺ってございますけども、ぜひとも、やっぱりこの日展に対しての評価、また訪れられた方々の声を聞いていますと、なかなかよかったというふうにも言っていたいておりますので、これ、継続して神戸で、そしてこの六甲アイランドでまた続けられたいというふうな声も多く頂いてございます。この点についていかがでございましょうか。

○宮道文化スポーツ局長 ただいま、副委員長からありがたいお言葉をいただきましたが、本当に昨年初めて——初めてといいますか54年ぶりに神戸で、初めて六甲アイランドで開催をさせていただいた日展でございますが、私ども市を挙げて、また民間の方々、それから住民の方々と一緒にアートフェアというような格好でも取り組んでまいりまして、そういった意味では神戸ならではの工夫というところで、2月、3月という閑散期に当たるわけですが、その間に日展だけで4万人を超える、アートフェアを入れますと5万人以上の方々がお越しになられたということで、一定、私どもとしては評価を自分たちでもしておるところなんですけども、おっしゃっていただいたように、住民の方々も、今回17日の開幕がございましたが、そのときにも地域代表の方といろいろお話をしていたんですけども、日展自身をブランドとしながら、住民、それから行政、それと企業の方々、交通機関、メディアなど、一緒になって島全体を盛り上げることができるのは、大変うれしいことやということをおっしゃっていただきました。私どもとしては相手方もありますし、関係者もあるところではありますが、私としては日展側が神戸でやってよかったなと評価をしてもらえるように、まずはそういうところに一生懸命力を注いでまいりたいと考えてございます。

○副委員長（上嶋寛弘） もう文化芸術施策というのは、基礎自治体が一番できる場所だと思うんですね。特に今回のこの日展を端緒にして、様々な施策をしてくださっていらっしゃる、よく分かってございます。若手クリエイター、芸術家の方々の参画等もすごくやってくださっておりますので、引き続きこれが連動して日展が今後考えられることではあるんですけども、本当に神戸でやってよかったというふうに評価されるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思っております。

マラソンのほうでございまして、神戸マラソンを端緒とした国際交流についてということで、台湾人ランナーの方もたくさん参加されて、以前にもこれ質疑もさせていただいたところで、また世界パラ陸上も開催しますから、これも踏まえてかなり国際的なスポーツ交流というのができていくということで、ますますこの文化スポーツ局の位置づけが大事になってくるわけでございますけども、以前にもお話ししましたとおり、この台湾とのマラソン、国際交流、相互ランナーの制度とかを高雄マラソンとかをはじめとする向こうのマラソンとの連携等やって相互のスポーツ交流等はやっていただきたいというふうにお話させていただいておりますけども、この点について状況はいかがか教えていただけたらと思います。

○**檀特文化スポーツ局局长** 2023の神戸マラソンでは、482人の海外ランナーが出走しました。そのうち台湾からは94人ということで、海外ランナーの約2割を占めているところです。

2023の大会では、台湾の様々なスポーツに関する情報を発信するインフルエンサー、イングリット・スーさんを起用しまして、SNSで自分の練習風景でありますとか、神戸のPRをやっていただきまして、神戸マラソンのPRを積極的にやっていただいたということで、かなり反応がありまして、大勢のランナーに参加いただいたわけですが、次回の2024の大会に向けた取組としては、この2月の20日——明日開催する、神戸観光局が主催するスポーツツーリズムの商談会イン台湾で現地の旅行会社を対象とした神戸マラソンを含めたスポーツツーリズムにフォーカスした特化型の商談会を開催していただく予定です。

さらに、3月17日に台湾で開催される新北市萬金石マラソン——この大会でもエキスポが3月14日から3月16日までありますけども、そのエキスポでありますとか大会の当日、そういったところで神戸マラソンのPRとしてポスター掲示であるとか、オリジナルグッズの配布を行う予定です。

それから、海外向けのランニング専門誌ディスタンスランニング1月号に神戸マラソンの広告掲載、例年より早めに開催の予告のPRを行うということで、より海外ランナーを増やしていきたいと思っております。

特に台湾については、海外ランナーの参加人数の中で2番目に多いということで、それで近隣の海外ということで、神戸マラソンに対して関心が非常に高いというふうに認識をしております、さらに積極的にPRを行っていきたいというふうに考えております。

○**副委員長（上嶋寛弘）** ありがとうございます。もうぜひこの点についても積極的に進めていただきまして、もちろんスポーツ交流もそうなんですけども、それが端緒にまた神戸空港が国際化した暁には利用して、さらにもっともっと来ていただけたと思いますし、そこからまた観光等の誘客にもつながっていくかと思しますので、本当にマラソンを求めて世界中を旅される方々って、結構多いところがございますから、この点についてもぜひとも進めていただきたいと思っておりますし、併せてこのパラ陸上ですね、もっと盛り上げなくてはならないと思しますので、この点も神戸市内の盛り上げももちろんですけども、やっぱり各国において知っていただく、日本国内においても知っていただくということの取組は、これは文化スポーツ局がリーダーシップを取って頑張っていたいただきたいと思っておりますので、この点、台湾も含めてよろしくお願いします。

以上です。

○**委員長（山本のりかず）** ほかに御発言ございますでしょうか。

（なし）

○**委員長（山本のりかず）** 他に御発言がなければ、文化スポーツ局関係の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

なお、委員各位におかれては、文化スポーツ局が退出するまでしばらくお待ち願います。

○**委員長（山本のりかず）** それでは、これより意見決定を行います。

まず、予算第35号議案令和5年度神戸市一般会計補正予算のうち本委員会所管分について、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山本のりかず） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第36号議案令和5年度食肉センター事業費補正予算について、いかがいたしまし
うか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（山本のりかず） それでは、本件は原案を承認することに決定いたしました。

次に、予算第43号議案令和5年度神戸市空港整備事業費補正予算について、いかがいたしま
しょうか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（山本のりかず） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありま
すので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山本のりかず） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしま
した。

次に、予算第45号議案令和5年度神戸市港湾事業会計補正予算について、いかがいたしまし
うか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（山本のりかず） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありま
すので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山本のりかず） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしま
した。

次に、第83号議案指定管理者の指定の件について、いかがいたしまし
うか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○委員長（山本のりかず） 原案を承認するという意見と、原案を承認しないという意見がありま
すので、これよりお諮りいたします。

原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山本のりかず） 挙手多数でありますので、本件は原案を承認することに決定いたしま
した。

以上で、意見決定は終了いたしました。

○委員長（山本のりかず） 本日御協議いただく事項は以上であります。

本日の委員会はこれをもって閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時22分閉会）